

議 事 日 程

令和 2 年第 4 回浜中町議会定例会

令和 2 年 1 2 月 2 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	認定第 1 号	令和元年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 7	認定第 2 号	令和元年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 8	認定第 3 号	令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 9	認定第 4 号	令和元年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 0	認定第 5 号	令和元年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 1	認定第 6 号	令和元年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 2	認定第 7 号	令和元年度浜中町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第 1 3		一般質問
日程第 1 4	議案第 104 号	浜中町地域企業振興基本条例の制定について
日程第 1 5	議案第 105 号	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和2年第4回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、10番渡部議員及び11番中山議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会報告のとおり、本日から3日までの2日間としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日は、第4回浜中町議会定例会に議員全

員の御出席をいただき誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（佐藤健二君） 前議会からの主なものについて御報告いたします。
(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

-
- ◎日程第6 認定第1号 令和元年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会報告)
- ◎日程第7 認定第2号 令和元年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について (決算審査特別委員会報告)
- ◎日程第8 認定第3号 令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について (決算審査特別委員会報告)
- ◎日程第9 認定第4号 令和元年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について (決算審査特別委員会報告)
- ◎日程第10 認定第5号 令和元年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (決算審査特別委員会報告)
- ◎日程第11 認定第6号 令和元年度浜中町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (決算審査特別委員会報告)
- ◎日程第12 認定第7号 令和元年度浜中町水道事業会計決算の認定について (決算
審査特別委員会報告)
-

○議長（波岡玄智君） 日程第6 認定第1号ないし日程第12 認定第7号を一括し
て議題とします。

本件については令和2年第3回定例会において提案され、10人の委員によって構成
する決算審査特別委員会を設置し、同委員会に審査の付託の上、閉会中の継続審査とし
ていたものです。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

1 番川村議員。

○1 番（川村義春君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから認定第1号ないし認定第7号を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定を可とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第13 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第13 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1 番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。質問事項は大きく2点あり、1点目は避難困難地域への避難施設の必要性を認識しているかであります。

町長は執行方針で、町民ひとりひとりの大切な命と財産を守ることを最優先に災害への対策強化に努めると言われております。3月定例会でも質問しておりますが、千島海溝沿いの巨大地震発生による大津波への対策について、避難困難地域住民の命を軽んじていないか、どのような施策をもって守ろうとしているのか、町長の認識を聞きたいと思えます。

1点目、町長はいち早く高台に避難する方策として、車による避難を呼びかけているが、これからも車による避難を最優先に考えているのかをお答えいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町地域防災計画による津波避難方法につきましては、基本的には徒歩避難とされておりますけれども、津波避難困難地域の住民が津波浸水区域から脱し、少しでも早く高台に避難するには、現状では車での

避難しかないと考えております。そのことから車による避難を最優先に考え、その上で逃げ遅れた場合、逃げ切れない場合の対策を検討することとしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 基本的な話がされました。基本は徒歩ですが、いち早く逃げるためには車も使うという視点だと思います。近くに高台のない地域の避難方法としては車しかないと思えますけれども、近くに高台や高い建物が無い地域があります。

一つの例として例えば、コンブ漁に出ているときに大きな地震があり、その時漁師の方は沖でコンブを獲っている、ほとんどの場合は帰ってきてすぐに高台へ逃げる準備をすると思うのですが、1世帯1台は車を持ってはいるけれども、その車を運転する人がいない。想定されているのは琵琶瀬湾で29分、前は21分と言われていましたが新たな国の公表では29分とされていますので、そういった場合はどういう対策を考えているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。車での避難ができない場合がございますけれども、各地域における津波避難計画がございます。この計画の中でそれぞれの地域において避難場所、避難方法が定められています。

現状においてはその中で対応し、議員おっしゃったとおり、もし避難困難地域の方が車で避難できなければ、遠くに避難できないこととなりますので、現状においては避難ができないということになるかと思っております。その中で最善の策を尽くすということで、少しでも高いところに避難するとか、あるいは徒歩で避難している間で車に乗せてもらうとか、そういう対策しかないのかなと考えております。現状においては以上の方法しかないと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 早い話、避難できないのです。高い場所も無いわけですから歩いて逃げるにしても、例えばMGロードを歩いて逃げるとしたら何分かかると思えますか。それで津波警報が出てそれから避難する準備をして家を出るまで5分か10分は掛かります。それは室長も十分知っていると思えますし、私も事務的に聞いたこともありますから、逃げられないという認識は持っていると思えます。そのために私は平成23年からずっと今日の議会で10回目ぐらいになると思うのですが同じような質問を繰り返してきて、3月定例会では議長から、もう何回もやっているからそろそろ方向性を

出したらどうかということで、町長から答弁をもらったこともあるのですが、それもまだ方向先が見えてこない状況にあります。その辺をこの後の質問の中で詰めていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

2点目に入ります。北海道新聞社の連載記事。根釧2020年の針路、「災害への備え」として、釧根管内でも見本となる高知県土佐清水市や黒潮町の津波対策、これは財源確保も含め、特措法の関係も含めて掲載されていました。読まれていると思いますので、町長から率直な感想をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。北海道新聞の釧根版で10月28日から11月1日までの5回にわたって連載されたものであります。南海トラフ地震に対する対策として多く書かれていたように思っています。特に高知県では県内に避難タワーが113基整備されていて、その中で黒潮町では国内最大級の避難タワーが建設されました。総事業費も6億円のうち国が実質7割を負担する。そして緊急防災対策事業債を活用し、残り3割を県独自の補助で賄ったものであります。そこの担当の職員からすると、そういう助成措置があり、町負担がなかったからこのことが実施されたと書いてありました。このことは南海トラフの関係でありまして、これを千島海溝に置き換えるとまだそこまですべて至っていないのです。政府の公表は今年の4月に出たものであります。それは多分私どもも強く国に要望して、その結果今年の4月になったと。これからは、道が浸水深を発表する予定になっております。それが明年2月であります。ですからそこに向けて道にも働きかけますし、町として私どもはしっかりと南海トラフ並みの支援を含め、特措法も含めてやってもらいたいと今現状では考えています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 言わんとしていることはしっかり受け止めていただいたと思っています。これからの質問も重なりますが、対応していただきたいことを今申し上げておきたいと思います。

それでは3つ目ですが、3月定例会での避難タワー建設の質問に際し、町長は国の公表を受けて地域・議会と相談して進め、道が公表する水深高の結果を踏まえ、早急に総合計画の実施計画に載るような対策を考えていくと答えております。まさに町長が先ほど言ったとおりでと思います。

国の公表については3月定例会後の4月21日に出され、マグニチュード9.3、震

度は最大クラスの7、最大津波高は恵茶人で22.1m、琵琶瀬湾では8.5m、津波到達時刻は琵琶瀬湾で29分であり、道が平成24年度に発表したモデルと比較しても大きな変動はない状況の中で、道の浸水高の公表、これは町長が2月と言っていましたけれども、これを待たなくても避難困難地域の住民の命を守るための施策作りは事前対策として可能だと私は思っています。

避難困難地域は、車での避難ができなくなる可能性が高い地盤であるがゆえに、緊急避難施設の建設しか考えられないのであります。

今後の建設に向けて、場所の選定や建設規模を想定した、概算設計等の積算を早急に行っておく必要があるのではないかと思います。見解を示してください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。国の巨大モデルをもとに北海道が策定する津波浸水区域と浸水深は来年の2月に公表される予定となっておりますが、これと同時に津波のせり上がりを考慮して避難施設の津波から逃れる高さ、すなわち施設整備の基本となる高さの基準水位が示されることにもなっています。この基準水位と浸水深との関係ですが、実際に現在公表されております日本海側、こちらの例を見ますと、基準水位と浸水深の差がほとんどないところから、最大で6mの差がある地点がございます。ですので、その場所の浸水深と基準水位は公表されてみなければわからないものでございます。

公表を待たずの施策作りですが、一刻も早く整備するべきということは十分理解してございます。ただ実際には基準水位が示されないと、避難施設の高さが決められないことから、設計、積算ができないことを御理解を願いたいと思います。以上です。

○1番（川村義春君） ともすれば、答えが2月に公表される道の浸水深が出なければわからないと言われてはいますが、私が言っているのは概算でもいいので、まずやるべきことは設置場所、避難困難区が新川・暮帰別・仲の浜・琵琶瀬だということです。その地域の住民が歩いて避難できる範囲は半径500m以内の部分だと思います。そうすると、その円の中で例えばタワーを作るとすればどの位置に必要なのか、そういった場所の選定、それから基準水位と浸水深の差が最大で6mあるとの事ですが、ない場合もあるのですよね。だからそういったことは概算設計をした中でその差が大きくなる場合もあるし、小さくなる場合もあるので、その部分は設計を修正するだけですぐ対応できるようにすると私は思うのですよ。ですからいち早く総合計画に載せて対応してほしい

いと話をしているのですがわかりますか。お答えください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。避難困難地域の避難については、実は平成28年の2月に町で基礎調査設計委託業務を実施しております。このときは車避難により時間がかかる地域、具体的には琵琶瀬親睦あるいは暮帰別、新川東、この地域に避難タワーを5つ設置すること示されておまして、仲の浜あるいは新川西については示されませんでした。このときの調査は道路が使いなかつた場合の対策ではなかつたのでやはりこれは見直していかなければならないと考えております。その避難場所の検討につきましては、実は先月、北海道の地震津波対策に係る専門家派遣事業がございまして、道の専門家からアドバイスをいただいています。

内容としましては、基準水位が決まったら、まず既存施設で避難場所として使えるものを検討する、具体的には新川と暮帰別地区の霧多布高校の校舎、あるいは総合体育館、対応できない地域については、避難タワー、あるいは津波救命艇の設置を検討するようにとアドバイスを受けていること。また、この派遣元である地方独立行政法人の北海道立総合研究機構では市町村支援メニューの事業に津波避難対策のお手伝いが可能とのことなので、設計積算部分までは無理ではございますが、どのような対策がいいのか、場所はどの辺りが適当なのかなどの部分は想定できると思いますので、その部分については今後、機構とも相談して対応していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 専門家の意見等を聞いて対策を講じたいとのことですがそれはいつごろまでにやるのですか。その期日がわかるのであればお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 具体的にいつまでとは今申し上げることはできませんけれども、地域の中でどこに人が住んでいて、例えばタワーであれば500m以内だとかの設定は私どものほうでも出来ますので、それをもとに専門家の意見を聞きながら作るので、その場所を選定する程度であればそれほど時間はかからないと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 押し問答になるかもしれませんが、場所の選定はできるけれども、想定されるタワーの規模はいつまでに進めるかという話はないのですか。南

海トラフの方の地震では全体で113基四国では作られています。それは確かに町長言われるように特措法があったり、緊防債を活用したり、補助金が100%裏財源として7割の起債の他に3割分は全部県で持ったので町村の持ち出しがなかったからできたのだと言われるとおり、次の質問にもありますけれども、いつという期限を設定して、概算でもいいのでやっておかないと総合計画の実施計画に入れてもらわないと先が見えない。いつもこれが公表されてから、あれが公表されてからと順送りをされてきて、いつになったら出来るのだろうということですから、再度答られるようであれば答えてください。

○議長（波岡玄智君） ちょっとお待ちください。極めてこの問題、期限設定云々というのは、担当職員の答える範囲を超えて町長の指示がなければ動けない問題だと思いますので、町長、今質問者の趣旨を踏まえた中で町長の考え方を御答弁いただきたいと思えます。

町長。

○町長（松本博君） 今何か施設を作るにしても、施設を買うにしても、今やっている事業としては緊防債がありますけれども、緊防債はあくまでも7割しか出ませんし、そして3割が自己負担しなければなりません。今の段階で調査も含めてやるとすれば、それは財政のことを考えても一つの町でできるものではないのです。

今やっと1番最初に庁舎が完成しましたがけれども、その事をしっかり活用して、庁舎完成まで辿り着きました。それから制度としてあるのは、港湾の関係の防潮堤の嵩上げ、これも制度としてしっかり載せてもらってやることができました。先ほどからも、南海トラフの関係で113基もできたタワー、それも特措法ができてその特措法の中で7割の補助が決まったら、逆にそのときに県が3割、本当は町が残りを緊防債でやろうと思っていたけれども、県が出してくれたのは、平成14年からこの対策が始まってその年に特措法ができましたが14年からそのあとに3.11がきました。それで急に日程が早まり、そういった事が全部繋がって今整備されたことになります。そして北海道でも千島海溝について順番に進めるとすれば、そのことがまず必要だと思っています。そうすると、補助も含めて緊防債も含めて使っていける、そしたらうちの町でも整備できるのではないかと。ただ、今の段階で何もないときにやるというのは財政的に考えても不可能だと思っています。ただ、将来的にもそうなのかといたらそう言ってもらえませんから、逆にまず7割をもらって何割かでも、そのうちの残り3割をどうするかと言った

らうちの財源も突っ込んでいかなければならないと思っています。そうなってくると我が町でもしっかりお金も含めて対応していかなければと思っていますところであります。

それと今、避難タワーの話がされましたけれども、実際に議長からも言われましたけれども、やるならいつなのだと、実際には避難タワーと避難艇の2つあると言っています。どちらにしていくなのかも含めて、やはり地域や皆さん方と一緒に議論して次に生かしていくとすれば設定する時期も必要かと思っています。その同意を地元、議会から受けた上で進めていこうという話になっていくのではないかと思います。最初に特措法ができていない、なので今一生懸命特措法を作ってもら、道には浸水深を早く出してもraitたい、そのことを今やられていると思っています。決して待っているわけではなく、急いでやってくれという要望も今回ずっとしています。そのことを含めて報告していきたいと思います。

高知県では実際にある程度、県も国も動いていましたし、最後の後半戦は計画も含めて並行して進めていたと思います。できれば私どももそうできないかと。ただそれを高知県に合わせてやっていくと年数的には単純に並べてこの時期にやったら令和5年ぐらいには着手できるかと思っています。今の予定で南海トラフがやった順番でいくとすれば、そのぐらいの年数が必要かと思っています。そうならないように、逆にしっかり奮闘していかなければと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 町長が前段答えた部分は十分わかっています。段階を踏まなければならぬ事は非常に理解しています。今言っているのは、例えば避難艇の話もありましたが、避難艇については1基1500万円ぐらいで、15人から20人くらい乗れるが、行先はわからない。レーダーをつけたら追跡できるかもしれないけれども、東日本大震災の時はカナダまで流れていった例もありますから、どこに行くかわからないわけです。それより避難タワーが1番有効ではないかという事を踏まえて私は言っているので、それなら場所等を先に決めることは可能でしょうと。

それと、タワーに対する概算設計、本当に作るなら5億円も掛かるみたいですから、そこまでではなくて概算として一般財源でできるような範囲で調査設計ぐらいできるでしょうと。私は本当に町長が言っていることはわかっています。財源がないのはわかっているし、例えば琵琶瀬だったら琵琶瀬地区に1基建てるのに概算的にどのぐらい必要か、過去の私の一般質問では整備を業者に頼んでいると答弁されたけれども、実際の

には何もやっていなかったのです。そして平成24年の3月定例会では、今の町長が副町長時代でしたけれども、総合計画にタワーの位置付けがありました。あったけれども、津波タワーの建設に建設年度が盛り込まれているけれども、それはもう別な話で計画を前倒ししてでも建設しなければならないとこう話されていたのですよ。その後25年頃から車での避難が優先されるようになって、変わってきたのです。

そういう経過があるわけですから、私はできればその当時に舞い戻って一般財源でできる範囲で概算でもいいから、浸水深もそんなに大きく変わるわけでもないし、基準水位と浸水深の差がそんなになれば大体想定はつくと思うのです。このくらいの規模があればこの地区は救われるのではないかと、大丈夫ではないかくらいの本当の超概算でもいいから、そういうものを作るべきでないかという話をしているのです。その辺は私の質問についても理解していただきたいと思いますし、4点目の話と重なってきますけれども、この避難施設建設の財源対策は今年度で緊急防災減災事業債がなくなる予定であります。けれども、防災減災対策を強化する国土強靱化計画を推進するために緊防債の延長や同様の制度の創設を陳情すべきだと思っております。今朝の新聞報道で菅義偉首相は国土強靱化に向け事業規模15兆円の新たな5ヵ年計画を取りまとめるよう関係大臣に指示したと。防災担当については早急に取りまとめると述べています。これを機会に要望を一生懸命やるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、現行の緊防債は今年度までとなっています。しかしながら、今後における本町の事業展開を考えますと、当然必要な起債制度であると思っております。これは全国の他の自治体についても同様であると考えておりますけれども、そのような中で全国知事会、全国市長会、全国町村会が連名で同起債の延長について、9月9日に延長の要望をしている事実はございます。当然浜中町も全国町村会の会員になっておりますので、全国的にそういった要望活動が展開されている中で、本町単独での要望にはならないと考えているところでございますので、現在のところ単独での要望は考えていないことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 4月に発表されてから今町長がどう動いているかですけれども、先ほどの行政報告でも言いましたが、まず町村要望に関しては、今年度は期成会要望が

できなかったのです。道段階までは要望しました。国が出した津波高の予想の後にしっかりとやってもらいたいとやはり期成会の中でも出ています。そしてまた、町村会、政策懇談会が10月27日にありましたが、その中で町村会の中で私のほうから日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震、津波への充実強化について提言を出しています。1つは千島特措法の改定を南海トラフ並みの枠組みでやってもらいたい。また、北海道の町村会でもそういった形でやらせてもらっています。その後、11月14日に赤羽国土交通大臣が釧路に来たときに懇談会があってその中で要望会がありました。そこで、各市町村から3分以内でお話をしてくださいとのことで、私の方からは最初開発でやってもらっている防潮堤の関係、もう終わりに差し掛かり大変感謝している。町民も防潮堤ができてよかったと言っているとお礼を言いました。プラスその他に今、北防波堤の関係で工事もやられていますがその関係で是非早めてもらいたいという話もさせてもらいました。その中では南海トラフ並みのことも要望しております。そして、特措法の申請もしました。それが11月14日です。11月18日にはその要望を受けて、北海道の開発局から電話がありまして、北防波堤の補正予算について打診がありました。1億3000万円を補正予算として令和2年度の中でどうかと、しっかり前倒しして工事ができる。いずれにしても、補正予算ですけれども、3年にやることになると思うので、3月の議会で提案されると思います。しっかり期成会要望も含めてお願いして今日に来ています。これからもしっかり町長としては、強く要望していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 丁寧な答弁ですが時間が進んでいくのを気にしながら聞いていました。今までやられてきた努力は私も認めております。ただ、防潮堤の嵩上げの要望、議会に上げて、道そして国に対して要望した結果がこの防潮堤が早く進んだことは間違いのない事実です。そういうことを含めて全国町村会や道町村会で要望しているから要望しないという話がありますか。そうではなく議会も含めて動くことが大事ではないですか。いつ発生するかわからない災害に対して備えと、町長は確かに浜中町を代表する職ですから町長の意見は大きいかもしれませんが、それぞれの省庁の大臣の話によると、やはり地方議会を含めて陳情された方が要望としては、実り多いものになるという話もよく聞きます。そんなことを踏まえて対応は本当に今後しない方向なのか、機会があったらやる方向なのか、町長は単独でやっていますがその辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 決して力を借りないとは言っていません。先ほど言いましたように防潮堤の関係では、議会の皆さんの力を借りて6億円の事業補正予算をもらった経過もあります。ただ今年はなぜ単独で動いているかということやはりコロナなのです。期成会要望が出来なかったのはコロナの関係があったからです。町村長だけの要望にしたのはコロナ禍で密を避けるということで、この要望についてはしっかりこれからも議会の皆さん方の力も借りながら要望していきたいと思っていますし、決して私1人で単独で動いている訳ではなくて今密を避けるとなると、そういう結果になってしまったと。悪い時期にぶつかっています。これからもしっかり皆様の力を借りて要望していきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 是非そのように対応していただきたいと思います。5点目については割愛させていただきたいと思います。今までの話を聞いて十分方向性が見えてきましたので決して町長が避難困難地域の住民の命を軽んじているわけではないことを理解できましたのでこれについては割愛をさせていただきます。

2点目に移ります。質問事項は新庁舎での業務開始に向けてです。懸案でありました防災機能を備えた庁舎が完成し、1月から行政事務が行われますけれども、コロナ感染症予防対策は万全かということで、来庁者、観光客含めて視察関係者も来ます。窓口対応職員等への感染予防対策としてマスクの備蓄、体温検知顔認証カメラの設置、消毒液の各階窓口への配置、飛沫感染防止予防用のパーテーション設置などの他、コロナ感染症防止に関する広報や研修などを考えられているのかどうか。この辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。庁舎管理の観点からもお答えさせていただきます。新庁舎における新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、現在準備している内容についてお伝えいたします。議員今おっしゃられているように、来庁される方々への対応としましては、これまで同様玄関での手指消毒、これは徹底いただき、新たに体温検知顔認証カメラを正面玄関に設置して体温測定を行わせていただくことを考えています。その際に、通常より体温が高い方がもし来庁された時には、エントランスロビー内において要件を聞くなどの対応をして、庁舎内への感染のリスクを低減して

いきたいと考えております。また職員の対策としましても、同じく体温検知顔認証カメラを職員玄関に設置しようと考えております。また庁舎内においては、開庁時に窓口カウンターへの対面用のアクリルパーテーションを設置し来庁者との対面での飛沫感染リスク等も低減を図ろうということで現在準備を進めているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 対策が完全にとられていると認識しておりますけれども、本町においてもコロナ感染者が出ることも予想されるわけでありまして。感染者が出る以前の対応として事前に風評被害、例えば誰々さんの側に寄るなどか、あるいはいじめに遭うとか、そういった社会問題に発展することがあると思います。現実にもそういうことがありますので、その対策についてどういう対応をとっていくのか伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 人権に関する風評被害ですけれども既に釧路の学校で問題になっている部分があります。当町といたしましても防災無線等で注意喚起、あとはホームページにも掲載していますけれども、誰しもが感染する可能性がありますので、引き続きそういった広報活動はさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 時間がないので簡潔に答えていただきたいと思っておりましたが、例えば出稼ぎに行くときに、この町でPCR検査ができれば行った先に証明を持っていけるし、逆に帰ってくるときにPCR検査で陰性であれば帰ってきてその家庭にすぐ入れると思うのですが、そういった見通し的なものはこの診療所でできる体制が考えられていると聞きました。その辺はどうでしょうか。答えられますか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ただいまの御質問にお答えします。現在、診療所のほうではPCR検査の前段階ですけれども、抗原キットを使って簡易検査をできるように準備を進めています。そこで陽性の反応が出た方につきましては保健所のほうに連絡をして、次の第2段階としてPCR検査を受けることになるのですけれども、議員今おっしゃったとおり出稼ぎ等に行く、又は帰って来るときのPCR検査については実際そこまでの対応はされていないのが現状でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 現状は理解しました。そういう体制が国なり道のほうから出た場合については対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。今年4月、改正健康増進法が施行されまして、たばこの受動喫煙の害を防ぐため7月から役場庁舎内だけでなく敷地内も全面禁止となります。喫煙者のために屋外に特定屋外喫煙場を設置している町もあると聞きますけれども、本町の対応についてお聞きします。

健康増進法に盛り込まれた受動喫煙防止の規定については、第1種施設が該当するというので、その中には行政機関も含まれます。ただ、特定屋外喫煙所を設置する場合の具体的な基準は設けていないわけで、管理権限者の裁量で判断、対処の上対応することができると情報としてはあります。本町としてはどのような対応をしていくのか率直にお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 健康増進法では、公共施設、役場の場合も第1種施設と議員おっしゃる通りでございます。管理者の裁量によって施設の設置のほうは可能であるとなっております。健康増進法の中では屋外での受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置することができるという取り扱いとされております。現在は便宜上、役場の裏に喫煙所という形で設置させていただいておりますけれども、新庁舎における取り扱いとしましては、健康増進法の趣旨に沿ひ、受動喫煙の防止が1番主になると思ひますが、敷地内への新たな喫煙所の設置はしないと考へているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 何年か経って来庁者の要望だとか、あるいは職員の中でイライラが募ったりして隠れてたばこを吸ったり、精神的に落ち着かないという事態が出てくる可能性もあります。そういった場合の対応としては、もしやるのであれば例えば分煙ボックスは1基100万円ぐらいで置けるものもあるようです。そのことも含めて将来的な話として申し添えをしておきたいと思ひます。

次の質問に移ります。第9次行革大綱の策定に向けての検証や今後の方向性を決める作業が進められていると思ひますが、現状についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 現在の第8次行革大綱については平成30年から令和2年の3年間で設定しております。今現在としましては、実施計画における実施検証を年内に行いまして、それを踏まえて第9次の行革大綱、及び実施計画の素案についてスケジュール的などころで申し上げますと、来年の2月頃を目途に素案を作成し、その中で行革推進委員会、あるいは議会議員の皆様にご相談という形でお示ししていきたいと考えております。その後、修正作業と最終調整をしまして、年度内には確定したものを作り上げていくようなスケジュール感で考えております。その後新年度に入るかもしれませんが広報等で確定版をお示するというスケジュール感で考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 了解しました。次の質問ですけれども、新庁舎移転後に検討するとして機構改革、これはスクラップアンドビルドの原則を踏まえて課や係の新設、統廃合を町民の利便性を考えて行うべきだと思います。機構改革行革大綱に基づき行われると思いますが、時代の要請によっては住民福祉の増進や財政力を高める施策を進めることも大事な視点だと思います。現状の各課における業務内容や、係数、その人員配置などを分析、検証した上で適正規模の課に再編することも検討すべきだと思いますがいかがでしょうか。特定の職員に職務がついて回るような機構改革はすべきでないと思いますので、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。現在、新庁舎への移転作業を進めながら来年1月6日からの業務開始に向けて準備を進めているところでございますが、議員おっしゃる通り移転に際しましての組織機構につきましては、現状の体制を持ちながら移転後の業務の安定を行政の継続性ということで、ここの安定を確保しつつ状況を勘案して進めることとしております。次年度以降の職員数を踏まえて全体的な見直しのもと、また、議員おっしゃっているとおり課や係の新設、統廃合、これらの町民の利便性を考えながら事務分掌の再編を中心に進めていきたいと考えてございます。以上です。

○1番（川村義春君） 終わります。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） では早速ですけれども質問させていただきたいと思います。大きな項目として1点、クラウドファンディングの活用ということで質問させていただきたいと思います。

災害とも言えるこの新型コロナウイルス感染拡大により、日本及び世界経済に大きな影響が出ている現状であります。国内においても第3波といわれる大きな波がきている中、経済活動もままならない状況で今後の税収減や現状に対応するために政府が取り組んでいる事業に対して大きな財政出動をされ、取り組んでいるところでございます。裏を返せば国の財政が逼迫している状況にあると認識しております。

国の今年度一般会計予算は、当初102兆7000億円。それにコロナ関連の対策として、1次補正で25兆7000億円、2次で31兆9000億円、合計160兆3000億円の歳出額となっております。加えて先日の新聞で3次補正の規模についても30兆円程度と報道がなされております。

一方歳入では、当初見込んでいた税収63億5000億円、その他6兆6000億円に加え国の借金に当たる新規国債発行額が現在で90兆2000億円、これに先ほど言った3次補正の予算も加わると思います。2次までの段階で歳出額に占める国の新規国債発行額、借金が56.3%と実に半分以上が借金で賄われているというのが国の財政の現状ではないかと考えます。国の当初予算が102兆円で今回のコロナ禍での新規国債発行額も100兆円を超える中で、要するに1年間国の予算がすべて借金で賄われるという現状が国の状態であります。そう考えますと、コロナ収束後、国の財政対策は当然必要になってくるだろうと思えます。嫌ですけども、恐らく消費税ここに1番手が付けやすい。10%になったばかりでありますけれども、再度税率の改定も当然浮上してくるものかと考えます。ただ、これには国の政局絡みとなることから今すぐ実行という形にはならないでしょうし、できないだろうと考えます。そう考えますと、当然歳出の抑制となってくるのであって、真っ先に地方交付税へのしわ寄せが懸念されますが、財政担当として次年度以降の町財政への影響はどのように予測しておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。地方交付税制度、自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な歳出がどれだけあるのかということで、歳出に対して不足する分を交付税として交付する制度でございますけれども、この交付税の国の財源でございますが、国税、所得税、法人税の33.1%、それと酒税の50%、それから消費税の19.5%が国の税です。そのうちの今の率が地方交付税として地方に交付される形になってございます。これは地方交付税法第6条の規定の数字でございますけれども、この法律が改正されない限りはあくまでも国税の額に基づ

く形になろうかと思えます。そこから考えますと、国税が減ると地方交付税も減る形になります。現在、臨時財政対策債を発行することになっておりますけれども、これにつきましては、交付税の足りない分を地方の一般財源を確保するという観点で、国と地方が折半して起債を起こすと、その分、元利償還金については後年度の交付税措置をすることで不足を補う状況に今日まで至っております。今後もそのような状況が続くと想定しておりますけれども、現在、財政サイドとしては令和3年度の予算編成に着手しているところでございます。通常であれば今年ないし年明け早々にも地方財政計画が発出される場所ですけれども、まだ出ていませんので現段階として総務省の概算要求ベースで予算を編成作業しておりますけれども、総務省の概算要求ベースにおきましては交付税が前年度対比で2.4%のマイナスとなっております。2.4%分交付税が減りますので、逆に臨時財政対策債は増額する形になっております。この臨時財政対策債が前年度対比116.5%増と示されております。計算しますと、普通交付税につきましては2.4%減の7300万円ほど机上の計算では令和2年度より減額されることとなります。臨時財政対策債は逆に1億3500万円程度増える形になります。単純計算をすると一般財源の総額は確保される形になるのですけれども、その他譲与税等も響くこともありますので、いかんせん国税次第ですから予測しにくい部分はあるのですけれども、いずれにしても今後は交付税額が減っていくことを覚悟しなければならないと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 国税でございますけれども、国の税収減は火を見るより明らかという状況になるのだらうと思えます。その上で町としても今後の財政運営を考えていかなければならないと思えます。そこで先ほど決算委員長から口頭報告もありましたようにこれからは国を頼るばかりではなく、地方自治体も独自で自主財源の確保を目指すという方向が重要になってくるのだらうと思えます。決算委員会の場合でも町長はこの点に触れまして、自主財源確保の視点から、返礼品の充実を図りふるさと納税による寄附金の増額に努めたいというお話をされておりました。それも踏まえて決算委員会ではすべての決算を可とした部分もございまして、町長が決意として述べられたこのふるさと納税、返礼品を強化し、多くの寄附をお願いをする取り組みはもちろん大事でございます。先ほど納税額7億円程度、前年度対比で約倍くらいに伸びていると、今後もこの流れを止めずにさらに強化していく取り組みは大事でございます。それは当然実施されて

いくのだらうと思いますけれども、個々の事業に対して寄附をお願いするクラウドファンディングというものがございます。この辺で代表的なものを言うと、根室市で行った花咲線の維持対策としてのクラウドファンディングがございまして、他にも多々ございます。根室市では現在このコロナに対応するため、「With コロナ 新型コロナウイルス感染症対策基金」を創設して、受付期間を本年令和2年4月から令和4年3月までの2ヵ年、コロナに対する長期化を見据えた事業展開をしており、本年10月1日現在で3億3000万円程度の寄附額となっているとホームページに載っております。これは特産品の返礼品に加え、特徴的なのがまさに産業の打撃、特に観光関連の打撃が大きい中、観光関連事業者が企画した、コロナがワクチン等の開発によってある程度落ちついた段階で利用していただける宿泊券や、市内の周遊券を贈答用の記念品として提示しているものであります。記念品への寄附があった都度、この基金の中から観光関連事業者へ市が前払いとしてその部分をお支払いして、そして今この苦境を乗り切るために経営支援策を実施しております。

本町も国定公園化がいよいよ現実を帯びてきている中、国定公園の指定を前面に打ち出してPRし、例えばタクシーでの景勝地を巡る「町内周遊券」や、地場産食材を提供する「食事券」、「宿泊券」なるもの。あるいは、これらを組み合わせた仮称ですけれども「コロナリフレッシュ券」なるものを企画する事は、本町でも取り組める事業ではないかと考えますけれども、今後、関係団体、事業者等とこうした取り組みに対しての協議検討するお考えはあるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。ふるさと納税の返礼品についてはこれまでも出店事業者の新規返礼品、それから既存の商品の組み合わせ等、現在ある返礼品については工夫をしながら増やしてきた経過がございます。議員おっしゃるアフターコロナに利用してもらいたい町内周遊券あるいは宿泊券など、利用券としての返礼品を加える取り組みができるのではないかとこの点につきましては、やはり商工会や観光協会、これらの関係団体と事業者を交えて、返礼品として取り入れることができる環境整備をすることがまず第一と考えるので、その辺を踏まえて検討していきたいと現状では考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 事前に通告しておりますので、当然質問の趣旨は御理解されて

の答弁かと思いますが、今後団体事業者と検討する考えはあるのかどうかを聞いたのは、まさにこのコロナ禍という現状下の中を踏まえて、これは二番煎じでも全然構わない事業であり、この根室市の事例をしっかりと検証し、早急に次年度からという話ではなく、できるのかできないのか、宿泊業者、観光事業者等を交えてできるのであれば年度にこだわる必要は全然ないわけで、早急に検討を進めるべきかと。その結果、事業者の方からそういったものは提示できない、示せないという話であれば、あるいは、そこまではいいですということであれば、その時点で取りやめることも可能であると思うので、まず根室市の例に習って、Withコロナ 新型コロナウイルス感染対策基金で3億円集まったのは、すべてが記念品というか贈答記念品ではございませんが、単純に根室を応援しようという方が既存の返礼品の中から指定されて寄附しているということです。ですから、今うちの町で寄附をして選べる項目は5点ぐらいあるのでしょうかけれども、まさにこの時期だからこそ、浜中の産業を応援してもらおうという観点で、こういうものを立ち上げて、それをふるさと納税の中に盛り込んでいくことによって、また違った財源が生まれてくるだろうと思うので、そういう取り組みの方向はどうでしょうかということでお尋ねしております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 返礼品の関係では、以前6月の定例会のときには体験型観光に関連した返礼品の開発についての質問もありまして、その際はふるさと納税の観光分野に掲載することも検討しますとお話しさせていただいた経過がありますが、まず、その時点から今日までの検討の経過について触れておきますけれども、体験型の観光分野、こういったものを掲載するのは当然初めての取り組みでございましたので、まず事業者の意向、それからルール作り、それから事業者との情報共有、共通認識を持つことでこれらを優先に、初めに観光業者数名と返礼品の出し方とか、金額の設定、全体的に浜中町の観光PRに繋がる協議を小規模ではありましたが事業者の方に集まっていた課題や将来性、共通認識も図った経過もございます。

今後はこういったことも踏まえて観光振興という意味では繰り返しになりますが、商工会、観光協会、関係団体とも共通認識を持つことや、御協力いただくことも調整しなければなりませんので、そういったことが固まりましたら、全事業者に掲載を募ったり、あるいは、ふるさと納税の返礼品として掲載することが整いましたら、今年度中には初めて体験型のものが、掲載できればと考えています。徐々に観光関連のメニューも増や

していく足がかりにしたいと現状取り組んでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） クラウドファンディングに関しては、同僚議員からも以前も質問が出ておりましたし、私も1回質問した記憶がございます。その際の答弁としましては、財源として補助金が見込めない事業で、クラウドファンディングを実施するに値する該当する事業があれば検討したいとのお答えでございました。

全国でこの浜中町だけが取り組める事業に「ルパン三世地域活性化事業」がございます。本事業は平成23年に2カ年の道の補助を活用してスタートし、今年で10年目となる事業であります。町の財政出動としての総額は10年間で約1億円、年平均で考えますと1000万円、その他にルパンフェスなどでは他の団体からの寄附もあって事業費自体はもっと大きなものですが、町としてはそういう支出になっていると思います。そうした事業展開をしてきたことから、ルパンフェスでもそうですし、茶内の国道にあるルパンの看板の写真をわざわざ撮りに来る方、あるいは、駅の等身大のパネルの写真を撮る方などを見かける中でこのルパン三世は国内外を問わず根強い人気があるキャラクターであることは証明されておりますし、さらには、熱狂的なファンの方も少なからずいることがこれまでの経緯としてわかってきたと思います。

それでこの事業を今後も継続強化していくために、仮称「ルパン三世地域活性化基金」を創設して現在計画しているモンキー・パンチコレクションの造作や今後ルパンを活用した事業展開も具体的なものを示しながらルパン三世地域活性化事業に対して応援していただくという観点でクラウドファンディングを仕掛けていく、実施していくという考えはあるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。モンキー・パンチとルパン三世地域活性化プロジェクトにおきましては、ルパン三世アニメ化が50周年及びJR花咲100周年となる2021年度の記念事業の一環としまして、JR北海道と連携し、ルパン三世ラッピングトレインのデザインリニューアルを計画しているところであります。

この事業につきましては、沿線地域の活性化、花咲線の存続などの観点から、東京関係者の方からも理解をいただいております。事業主体であるプロジェクトがクラウドファンディングで寄附を募ることを計画しているところであります。ただ、例年実施しておりますフェスティバルや、モンキー・パンチコレクションの装飾などに係る経費につきま

しては、東京関係者の方からルパン三世がお金集めの道具として利用されるのは、モンキー・パンチ先生、ルパン三世のイメージダウンへつながる恐れがあるため、クラウドファンディングの活用は、避けていただきたい。そういう意向がありますので、この対応については従前同様としたいと考えているところであります。基金の創設につきましては、以上のようなことから考えていないところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） まずラッピングトレインについてはプロジェクトの方でこれとクラウドファンディングを実施する計画が今進んでいる。ただ、ルパン三世でお金集めと言ったら語弊ありますので、ルパン三世でふるさと納税による寄附金をあおるのはイメージダウンになるのでやめていただきたいという話があると。その観点から、町としては資金等の創設はしないお考えと理解したのですけれども、この基金事業を立ち上げたのであればルパン三世の浜中町での使用は考えます、撤退しますという事なのでしょうか。よくわからないのですが、ルパン三世をお金集めの道具としては使ってほしくない、イメージダウンになると言われていますが、そうでしょうか。ルパン三世のファンがたくさんいる中でそういったルパン事業を応援したいという方は多分少なからずおられると思います。ですから、先ほど話された内容の通りなので考えられないではなく、再度検討して決してルパンのイメージダウンになるなんてことは私は全然考えられませんし、原課の課長としてどうですか、それによってルパンのイメージ悪くなりますか。どうですか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） いま私がお答えしたのは、あくまでもクラウドファンディングの話です。個別の事業に対してのクラウドファンディングは避けていただきたい。それはあくまでもフェスをやるのは自分たちでというかプロジェクト自前で頑張ってくださいという意味合いだと思います。ルパンの名前を出してフェスをやるのでクラウドファンディングしてくださいというのは私も少し抵抗があるのかなと考えているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 御質問にお答えをいたします。皆さん歯がゆいところであると思いますが、このルパンを商品にするうえでも、フェスで使う上でもそうなのですが、どうしても特許の関係者との、折衝が必要となると、ここのハードルがかなり高いこと

から、なかなか思ったようにルパンを活用できないということになります。今既存のグッズなどは寄附の方に使えるのですが、課長も言いましたけれどもフェスをするために事業費をクラウドファンディングで稼ぐとかそういうふうに扱ってほしくないという意向でございますので御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） なかなか難しいですね。本当に良いキャラクターなのですが、活かし切れていないところがあるのかなと思うのですけれども。ルパンを活用するのはクラウドファンディングでは難しいと、是非今後再度検討していただきたいと思います。例えばふるさと納税の返礼品の中に浜中町でしか手に入らないルパングッズを開発して、それを提示しながら寄附の指定箇所にルパン三世による地域活性化事業で使ってくださいという項目を設けることはどうでしょうか、可能ですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今のご質問含めて対応は難しいというのは交渉するのが、1カ所ではないのですよ。日テレですとか、音楽ですとか、映画会社ですとか、テレビも含めて権利を持っている人がたくさんいます。ルパン三世のものを使うというのが今浜中町ではプロジェクトでやっておりますけれども、今後少しでも開拓できるということになればプロジェクトを通じていくしかないのです。今そういう状態だと思います。時間をかけてやっていくしかないと思っていますけれども浜中町だけで出来ることではなく、逆に今浜中町が1番権利がないのかもしれないかもしれません。その中で今ずっとやってきていますから、これからも努力はしていきたいと思っています。あくまでも権利を持っている人たちが、先ほども言った東京にいる人たちがうんと言わなかったら出来ないのです。ですから今、浜中運輸のトレーラーも全部了解を取ってやっているのです。絵ひとつでもクレームがつくみたいです。今そういう状況です。いずれにしても、プロジェクトなり、東京の方へ行って協議をして進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 難しいのが改めてわかりました。ルパン三世天下の大怪盗でございます。これに負けないようにしたたかに今後も交渉を続けていただきたいと思いません。

それで、これも決算委員会の場で町長の思いとして私は受け取ったのですけれども、ふるさと納税に特化した業務を担う係なりあるいは課とおっしゃったと思うのですけ

れども、これを設置したいというお考えとのことでありました。今後、先ほどの川村議員の今後の行革大綱の中で取り込まれる話になるかと思うのですけれども、白糠も根室もそうだと思いますが、自主財源を確保するために、ふるさとの納税を活用すべく、それを最大限この戦略的に企画しながらという中においては、現状の体制では難しいと。やはり新たな、それに特化した係などは絶対必要不可欠だと思うのですけれども、まずそういう部署を設置するという考えはあるのかどうかの確認と、時期や配属する職員の数など町長の頭の中でもよろしいですし、思いの中でも構いませんし、実際にそういう話し合いがなされているのであれば伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） お答えいたします。ふるさと納税の業務を専門に行う部署の設置、それから時期、それと、実際に配属する職員はどのように考えているかという御質問かと思っておりますので、1番議員さんの御質問の中でも、お答えした部分と重なりますけれども、現在は1月6日の開庁に向けて、業務を進めておりますが、移転に際しての組織機構についてはまず、移転後の安定的な業務を図りながら、進めるとお答えしておりますが、それと併せてふるさと納税の担当所管、あるいは配置職員につきましても移転後の業務の安定を図りながら、次年度以降の職員数にも大きく関わって来ますので全体的な見直しの中の一つとしてふるさと納税の部分がありますので、事務事業も含めて扱うのが1番望ましいと考えておりますので、そういった趣旨のもとでこれから作業を進めていきたいと担当として考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） なかなか明確な時期は現段階では定まっていないという答弁だったと思いますけれども、町長の思いとしてなのでしょうけれども、職員を先進自治体へ派遣し、勉強してもらうなどということも必要かと思うのですよ。ですので、新年度からこれがスタートできないのであれば、こういう特化した係なり課の設置が難しいのであれば、現状の担当される方を1名でも増やして、そして、次年度以降のこのふるさと納税への対応というものを進めていく課ができてから取り組んでもらうのが理想ですけれども、それが追いつかないのであれば、現状でできることも必要かと思うので、再度その辺の意気込みを伺えればと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。総務も含めて、町長がやると言ったものですから、

戸惑っているのです。今これから勉強も含めて視察も含めて今やっていきます。ですから正直なところどうなるかまだ分かりません。今は返礼品を含めると農業が中心でやっています。今はハーゲンダッツを出していますけれどもタカナンにも声をかけようと思っています。多分やってくれると思います。トントスも含めてチーズも含めて今言ったのは全部農業の方です。しかし今1番困っているのは海です。自分でできていないのは。そこに働きかけるということも含めて是非、ここに座っている方の中にも関係者がおられると思うのですけれども、そこがなかったら町長が言ったことが成功しないのです。

良い質問をしてくれましたので回答しますけれども是非議会も含めて、議員の皆さんも含めて力を貸してくれなかったら、財源を作ることができないのです。町作りのためにも是非、しっかり勉強をしてしっかり財を作って町を作っていきたいと思っています。そしていつどうなるかわかりませんから、そのときは報告しますけれども、人員を増やすとか係を増やすとか急に出てくるかもわかりません。それはうまくいったときの話です。うまくいかなかったら黙っていますから。以上です。

○2番（田甫哲朗君） 終わります。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 質問通告に従いまして質問したいと思います。

1点目は、コロナ禍で生じた少人数学級志向で、浜中町の学校運営上の要望事項は何か。この題で質問することになった経過は、コロナで全国的に大変な状況になったときに学校が一斉休校になりまして、密になることから、40人学級を半分に分けて20人学級でやった結果、小人数学級で都会の子供たちが初めて勉強するようになり、子供たちも先生たちも一人一人の顔が、表情がよく見えると。こんな良い学級はないということから新たに授業が始まったときに少人数学級を求めようと全国でおきました。そして、しばらくはそれでやってきましたけれども、この40人学級を、20人学級で定着させるのはとても難しいことだなど。これはずっと私が現職のときも35人学級にしてくれという要望をずっと出してきました。そういう中で20人学級を全国で運動を起こして小人数学級をつくっていいんじゃないかと新聞報道によれば、各自治体で進んでい

る。このことから私たちの住んでいる浜中町の子供たちは、どんなクラスサイズで勉強しているのか知りたく今回は、資料を出してもらいまして、その資料に基づいて質問しようとは思いました。大変驚いたことにまず児童生徒の一覧を見ますと霧多布小学校、茶内小学校は1年生から6年生までいるのですが、1クラス20人に到達しているクラスは1つありませんね。それから、中学校においては、令和2年度では、霧多布中も散布中も浜中中も茶内中学校も、すべて複式ではなくて、単式学級で運営がされていることがわかりました。ただ、小学校で言うと散布小学校や浜中小学校では、複式の学級もあるわけです。それで、お聞きしたいのですが、散布小学校の1・2年生は、4人・4人で複式、浜中小学校の1・2年生は5人・4人で、単式学級なのですけれども、これはどんな基準でそうになっていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） お答えいたします。学級編制につきましては、北海道教育委員会の教職員の定数並びに学級編制の基準が定められております。これにより、複式学級となる基準として、小学校では1年生を含む場合は、2年生と合わせて8人以下、1年生を含まない場合は16人以内という基準で複式が設けられてございます。ですので、散布小学校につきましては、1年生が4名、2年生が4名で8名のため複式となります。なお、2年生の1名が特別な教育的支援が必要な児童、俗に言う特別支援学級ということで、1クラス別に設けてございます。その他の3年生・4年生では8名、5・6年生では7名とそれぞれ16名以内ですので、複式となっております。

また同時に、御質問ありました浜中小学校の1・2年生につきましては、先ほどお話しいたしました、小学校1年生を含む場合は、8名以内となっておりますので、浜中小学校の場合は1・2年生合わせて9名となりますので、それぞれ単式の学級を組むことになってございます。浜中小学校につきましても、3・4年生では16名、5・6年生では7名で、16人以内で、複式学級となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） わかりました。例えば散布小学校の場合は2年生・1年生が4人、4人。3年生・4年生で1人、7人。浜中小学校では9人、7人。人数多いですよ。この複式の学級で授業をやる場合には、具体的にどういう授業をやっているか二通りくらいで説明していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長(渥美清孝君) 複式学級における授業の方法について御説明申し上げます。複式授業におきましては、1人の教員が2学年の授業をまとめて指導する方法であり、学年ごとに定められております指導事項をそれぞれの学年で児童・生徒に身につけさせることができるよう工夫をしております。基本的には各学年の生徒が一つの教室で背中合わせに座り、教員がそれぞれを行ったり来たりして行う形式が一般的でございます。このように複式学級においては、基本的にどの教科も複式授業、今言った形態で指導することがほとんどでございますが、他のパターンとしては、体育や音楽の授業で、それぞれの力を付けるに当たって一緒に指導したほうがいい場合は、全体として、一つの指導過程で授業することも実際にはやっております。ただ、それぞれの学年の指導事項が異なる場合においては、きちんと複式の形つまり、それぞれの学年の学習活動がそれぞれ保障されるようなやり方を工夫して授業をしているのが実態でございます。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○5番(加藤弘二君) 複式学級の授業形態は、背中合わせで教科によっては、違う学年であっても同じ教材で勉強するということですね。

次にいきますが、中学校では令和2年度は、3学年がすべて単式学級になっています。独立した学級に中学校ではなっていますが、令和3年度になりますと、中学校の1・2年生が複式学級、散布中学校でね。それから浜中中学校では、1・2年生が2人、4人で複式学級なっていると。この基準はどのようなものですか。

○議長(波岡玄智君) 管理課長。

○管理課長(舟橋正誉君) お答えいたします。中学校も道教委の定める教職員定数の配置及び学級編制基準により示されてございます。中学校では、隣り合う2クラスが8名以内でありますと複式になりますので、先ほど言いました散布中の1・2年生で8名、浜中中の1・2年生で6名、8名以内ですので複式になります。以上です。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○5番(加藤弘二君) 次に移りますが、霧多布小学校、茶内小学校は単式学級になっています。中学校の方も霧多布中学校、茶内中学校も単式学級になっています。小学校の場合、児童がどんどん減っていくことから、向こう5年を見た場合に茶内小学校と霧多布小学校において複式になる見通しはあるのですか。

○議長(波岡玄智君) 管理課長。

○**管理課長（舟橋正誉君）** 5年後の霧多布小学校及び茶内小学校につきましては、複式になる可能性はございません。以上です。

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○**5番（加藤弘二君）** 次は学級数と教員の数についてお聞きしたいと思います。霧多布小学校は、校長、教頭を含めて教員数は13人。私の感覚でいうと普通学級が6学級、特別支援学級が3学級、9学級で校長、教頭を抜かすと一般の教員は11人になります。それから、茶内小学校も、6名、3名で教員が12名でこの教員の数ですが基準はどういうところから来ているのですか。

○**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

○**管理課長（舟橋正誉君）** ただいま御質問ありました。教職員につきましても、道教委が定める教職員定数の配置で決定してございます。小学校につきましては、6学級で8名の教員人数になります。先ほど言われましたとおり、それには校長教頭も入ってございます。それと、そのほかに特別支援学級が特別な教育的支援が必要な場合ということで、それぞれ肢体不自由それと自閉症、情緒障害、知的障害などその障害の種別によりましてクラスが別々に構成されますので、例えば今言われました霧多布小学校につきましては、3学級の特別支援学級がございまして、6学級で9名と3学級の特別支援で3名、3学級4人以上特別支援学級の児童がおりましたら、フリーで1人追加で教職員が配置されますので12名となります。霧多布小学校につきましては、それに外国語加配がついてございますので13名となります。同じく、茶内小学校もそういった要件でありまして、6の通常学級と特別支援学級が3、特別支援学級のフリーが1人と昨年まで茶内第一小学校と統合したので、統合加配で1名追加されて、13名の人数になっていると。そのような状況でございまして、中学校も3学級でありますと、9名の教職員の配置になりますし、同じく特別支援学級にそれぞれ1名ずつの教員の配置になると同じ9名プラス特別支援学級の先生が付くので、そういった数字になるということです。

○**5番（加藤弘二君）** 中学校の場合は…

○**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。議長の采配の中でやることになっておりますので、ルールに従ってお願いします。

加藤議員。

○**5番（加藤弘二君）** 次の件なのですが、今度は中学校の教員数なのですけれども3学級で9名なのですよね。この9名の意味はあると思うのでどんなことなのでしょう

か。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 3学級というのは、1年生、2年生、3年生それぞれが通常単式学級という形になりますので、9名というのは校長先生、教頭先生のほかに、中学校でありますから、主要5教科の先生が付きそれで7名になりますので、それにプラス例えば体育とか音楽やそれぞれの教科の先生たちが付くということになるかと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） この9名が、とても大事なことで普通教科が5教科で芸術教科の体育、美術、音楽、技術家庭と、全9教科ですから、どこの教育委員会も霧中や茶中に教師を揃える場合に今の9教科の免許を持った人を何とかはめこむ事に頭を悩ますところだと思います。現在の霧中や茶中で、9教科の教員は揃うものなのですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 人数的には議員言われるとおりの形にはなるのですけれども、実際にはやはり教科によっては人事の中で、配置できないケースもございますので主要5教科以外では、やはり担当できない教科も出てくるのが実際にあります。それにつきましては、免許外で別な教員が教えている状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 霧中や茶中の場合は、9教科で教科の先生が必ず揃う形で教育委員会でも努力しているのですが、なかなかそうならない場合、免許はなくても無免許でやらざるを得ない。免許を持っている人が揃わないので実態はそうだと思います。そうした場合に複式学級になりますと、散布中学校の場合や、浜中中学校の場合は、9人揃わないですよ。散布中学校の場合は、2学級で7人の教員。校長、教頭も含めて。浜中中学校の場合は6人で複式学級を持つ事になりますが、ここの場合はどんな形で、1人の教員が、いろいろな無免許の教科を2教科も3教科も持たなければならない実態があると思うのですけれどもこういうのはどう回避をしておりますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 議員今おっしゃられましたとおり、全9教科分それぞれの専門の教員が教えることが、定数上難しいケースが出てきます。その場合は、先ほど申し上げたように、自分の専門教科以外につきまして、その先生の専門性の部分と兼ねて

指導できる場合につきましては、例えば、国語と技術家庭ですとか、体育と数学ですとか例えばの話なのですけれども、そのような形で兼務する形で2教科を教えることは実際に調整上行っております。ただ1人の教員に幾つもの教科、時数が大幅に多くなるようなことがないように、全体的なバランスの中で調整し生徒に少しでも不利益を与えないような工夫をして学校経営をする方向性で対応しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 教員が足りなくても、何とかみんなで工夫し合いながら、無免許の教科も積極的に受け持っていく学校内の協力体制はできているのかなと私は思います。今回提示された教員の数字で、散布中学校の養護教員と事務職員がいない。ところが、散布中学校は小中学校で、併置校ですから、校長、教頭が校長は兼務、教頭はそれぞれの小中で分かれていて、養護教員と事務職員は兼務しています。ところが、浜中中学校の場合は、養護教員は0、事務職員は0。単独校なのでこの場合はどのように養護や事務の部分をやっているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、来年度の浜中中学校の養護教諭、または事務職員の関係について御説明いたします。来年度の浜中中学校の学級編制は、1、2年生が複式になるということで、3年生とあわせて2学級となります。生徒数も、12名となる予定でございます。先ほどから申し上げているとおり、道教委の教職員定数の配置基準におきまして養護教諭の配置基準が3学級で、生徒数が11人以上の基準に達しておりませんので、未配置となります。事務職員も同じく配置基準でいきますと3学級で15人以上に達していないので、来年度の浜中中学校の養護教諭及び事務職員につきましては未配置となります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 養護教諭と事務職員が、浜中中学校の場合は欠員となるのですが、実際にはこれをどうするつもりでおられますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、養護教諭につきましては、隣り合う、隣接します浜中小学校には養護教諭がつきますので、学校間で御理解いただきながら、連携しながら、必要な場合には、中学校に出向いてもらうことで考えてございます。また、事務職員につきましては、先生の給与や手当、浜中町教育委員会の配当予算の経理関係、PTA会

費とかの私会計の部分など非常に個人的な情報を含むところもございますので、町単費で、事務職員は置きたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 事務職員については、町単費で配置したいとの考えはわかりました。ただ養護教諭の場合は中学校は小学校の養護教員と兼務でというお話ですけれども、私は非常に甘い考えではないのかなと思います。学校において何が起きるかわからない。どんな対応をするかという場合に、やはり専門性のある養護教諭がやってくれると素晴らしい判断力で対応してくれる。信頼できる対応をしてくれました。ところが、養護教員がない場合、普通の教科の免許を持った先生たちが対応しますが大きな間違いを起こして、とんでもない結果になるのが私の勤めた小中併置校の複式校でありました。そういうことからして、私は子供たちの健康状態や、精神的な健康管理も含めて小さな学校ほどいじめだとかそういうものが出てくるので私は、中学校においては精神的な悩みなども相談できる養護教諭を町費で補うとか、あるいは、釧路の教育局に要望出してとか、そういう考えはありませんか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 議員言われたとおり、養護教諭は本当に大切な職とは思ってございます。現実を言いますと管内、例えば根室、オホーツクにしても養護教諭が非常に足りない現状がございます。学期中に産休または育休をとる場合に養護教諭を町村また教育局も探していますが、なかなかいない現状でございます。そういった中で、町単費の部分でどうかとお話ありましたが、養護教諭の人材がないことをまずご理解いただきたいと思います。その中で、浜中中学校につきましては、先ほど言いました事務職も現在の女性職員です。その方をそのまま任用して継続していきたいのと、学校事務生も女性の方です。この方も、そのまま異動なしで雇用していきたい。それと、現在人事協議をしてございますが、一般教諭につきましては男性が多いのですが、その中に1人でも女性教諭を配置するように教育局とも協議させていただいておりますので、そういった職員体制の中で女子健康面とかをきちんと確保していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今の答弁で、私は当てにしてほしくないのは事務生や事務官が女性だからと置き換えるのはやめてもらいたい。やはり教員の免許を持っていて、養護

の免許を持っていればなおさら良いのですけれども、なかったら仕方がないですから、加配で女性の教員に来てもらうのはいいと思います。ただ免許を持っていないから、それをすべて任せるといふわけにはいかないの管理職とよく相談して対応してもらいたい。この部分についての質問を終わります。

2点目にいきます。2点目は、浜中町の人口減に歯止めをかけてほしいということで、乳幼児の医療費を4年延長して22才まで支給してはどうかという質問なのですけれども、浜中町の場合は、生まれたときから18歳まで乳幼児の医療費は無料になっていて、これはとても喜ばれております。しかしながら、なかなか地元で後継者になった場合とか、いろいろな制度を作っていくでも戻って来てくださいという教育も霧高で行われているのですけれども、なかなか来ない。もう少し町としての待遇改善をやっていいのではないかと考えたのですけれども、私は医療費を家から出て専門学校やら四年制大学やら行っている生徒も含めて、地元に残って22歳まで家の仕事を頑張っている方々に医療費の無料化を制度として含めてはどうかと質問をしているわけです。個別に入る前に現在の霧多布高校で高校卒業してから浜中町に就職したり、あるいは浜中町から専門学校や、2年制、4年生の大学に進む生徒が全体での進路の実績をお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） お答えします。今年の卒業予定者31名中、地元に残る生徒は就職や家業継承で12名おります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 家業継承それから地元就職するのはわかりましたけれども、専門学校、大学に進む予定の生徒は何人おられますか。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） 現在、進学8名それと就職が17名、全体で25名が決定しております。就職につきましては17名内定をいただいております。そのうちの12名が地元に残る状況になっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 卒業生のうち25名が地元から出たり地元籍を置きながら就職している。そういうことからすれば地元就職を求めた青年たちにも医療費を無料にできないかという質問なのです。釧路管内で4年制大学卒業22歳までの医療費の無償化にしている町村はありますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えいたします。釧路管内におきまして大学に進学をしている方までの医療費助成を行っている町村については、1町で標茶町と把握しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 7町村あるうち標茶町があると。それから、全道178市町村ある中で、大学卒までの医療費助成をしている町村はございますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） お答えをいたします。把握している町村名につきましては、南富良野町が10年前から大学進学者等の医療費助成をしていると把握しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 我が町において大学、専門学校も含めて22歳までの助成はどう考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。本町の子ども医療費と呼んでおりますけれども、そちらの助成に関しましては、浜中町子ども医療費助成に関する条例がございまして、子どもの医療費を保護者に助成することにより、子供の疾病の早期診断と早期治療を促進するとともに、子育て世帯の負担を軽減し安心して子育てできる環境の充実を図るという目的のもと実施をしているところでございます。本町が、これまで当時乳幼児医療助成という名称から平成28年4月に高校3年生世代まで拡大した際に子ども医療費という名称に変更させていただいた訳でございますけれども、拡大してきたその背景には、やはり基幹産業である第一次産業をはじめ、働きながら子育てをしていただけるよう、子育て支援の充実を図る目的のもと拡大してきました。

御質問の対象年齢の拡大でございますけれども、本町の子供医療費助成の根本、本来の趣旨は乳幼児医療費助成でございます。この点からもさらなる拡大をして、例えば22歳まで対象を拡大すると本町これまで高校生3年生世代までの子ども医療費と趣旨が異なってくるものと捉えております。こうした理由から現時点におきましては、本町での対象年齢の拡大は考えていないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 確かに私の質問は、乳幼児の医療費の延長線上で考えてこういう質問になりました。ただ、なかなか浜中町から町外の専門学校、短大や、あるいは4年制の大学に進んで戻ってくるのは多くはないのですよね。先ほど高校の事務長から説明があったように高校を卒業して大学へ行くまではそんな感じですけども、実際に戻ってくる数は大変少ないと聞いております。ですから、私は乳幼児医療費の延長の上に立ってというのは難しいのであれば、若者の医療費の助成で若者の給料だってそんなに多いわけでもないし、そういう点で別の項目を求めてそういう制度をつくってはいかがかなとの質問に変えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。若い人たちの町外の流出という点に関しましては、本町の人口減少の要因は、社会減がその要因の一つととらえております。ただ、こういった医療費助成の拡大だけでその抑制につながるとは考えてございません。例えば浜中町創生総合戦略、あるいは総合計画に掲げられている人口減少対策に向けた施策すべてによって取り組んでいかなければならないという視点でございます。また、確かに高校卒業して、進学する方、それから地元で働く方、町外で就職される方それぞれですけども、その方がやはり社会人として、旅立っていくことになるわけでございますので、先ほども申し上げましたけれども、やはり現行の子ども医療費の趣旨をまず尊重して継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私の質問に対して医療費の角度からではなくて、町の活性化を含めたいろいろな施策がこれからも示してくる状況なのでそういうところで、魅力あるまちづくりをしたいという強い町民課長の話ですので、この質問は終わりにしたいと思います。

次は、3点目は、道立自然公園厚岸・浜中・昆布森シーサイドラインを国定公園にするまであとわずかです。ポイ捨てごみを3町で拾うことについての質問です。これは前回も自然豊かなと言いながらも車で走ってみたらごみ捨て場ですよ。本当にごみ捨て場です。こういう状況は本当に恥ずかしい話なので何としても国定公園にふさわしい自然豊かな環境をつくっていく。いろいろなまちづくりがあると思うのですが、我々町民が浜中町のまちづくりでとても簡単なことで、大事なことはきれいな美しい大自然をそのまま残したい。そういう願望はとてもあります。ですから、その中で一番目立つのが

車からのポイ捨てゴミです。これを何とかしたいと質問を前回しましたが、ここ半年を見ても、ゴミはすごく無くなっているのですよね。複数の方々が道路を散歩しながら火バサミを持って、レジ袋を持って、朝早く歩いて拾っている人もおりますし、私はMGロードから向こうの茶内の踏切まで9.3キロを3日に1回朝にゴミを拾いながら歩いています。レジ袋で捨てるのは本当になくなりました。ちょっとアホな人もいましてカラスにつつかれたり、キツネに破かれたり、ゴミが散らかっているのです。それを拾って歩いたら病院の処方せんが出てきて、どこの誰々と書いてあるのです。それを彼に届けた方がいいかなと思ったのだけれども、彼の人権も台無しにしたら困ると思って出さないことにしました。本当に良い人なのです。その人は、でも、捨ててしまうこの行為は、本当に先ほども言ったようにきれいな美しい浜中町だと宣伝しているけれども、展望はすばらしいと宣伝しているけれども、本当にゴミ一つで何だろうねと言う事になりかねないと思うのですよ。

ですから私は、まず浜中町民がこれ強制ではなく、みんなで空き缶が落ちていたら拾って歩くとか、そんなことを町としてそれとなく呼びかけていただいたらどうかと思うのです。それとなくというのは、先日町長も答弁されましたように、暗い中にゴミを拾って歩いたら本当に交通事故につながります。薄暗い中でも大変です。昼間に拾って歩くと結構車の往来も激しくて、町長が答えたように交通事故が心配だし、熊も出てきたらどうするのとか、そういうこともあるのですけれども、私は、最初に質問にしたときは看板立ててほしいと書いたのですけれども看板を立てると目障りで美しい自然も台無しになるので看板を立てないでほしい。ただ呼びかけでゴミをみんなで拾おうとそうならないかなと希望しているのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 御質問にお答えをいたします。今議員おっしゃる呼びかけというところでございます。前回の定例会でもお話しさせていただきましたけれども、町民の皆さんにおかれましては、日常的にそれぞれの地域でゴミが落ちていた場合に拾っていただいている。さらに春と秋の一斉清掃、それから湿原クリーン作戦などにも、本当に多くの皆さんに参加いただいている現状がございます。今後もこうした活動が続けながら、さらに皆さんで拾っていこうという呼びかけに関しましては、まずは、広報紙等のコラムやホームページ等の中でお願いという形で示させていただくと同時に自治会連合会や各町内会自治会の皆さんとも御相談させていただきながら、そういつ

たところを通じて呼びかけを取り組みながら町内全体の環境美化に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 町民課長がお話されたように何とかきれいな町にしようと決意も込められた答弁だったと思いますので以上で終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） それでは通告書は短いのですがよろしくお願ひいたします。町内の学校における不登校、またいじめの実態とその対応について質問をさせていただきます。文部科学省の問題行動不登校調査によりますと、2019年度認知したいじめの件数は全国の小中高特別支援学校で過去最多となったと。道内においても2万4041件というような報道が10月にありました。一部新聞には1面に掲載をされました。こんなことから本町においてこういう不登校、いじめといったケースはあるかないかを含めて、その対応に関して質問をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

最初に、こういう件数が増えたのは、調査の方法も変わった事もある、文科省を含めて2013年いじめ防止対策推進法をつくった経過がありましてその後、いろいろな調査をしているのでしようがその結果ずっと6年連続増加の一途をたどっています。一体、この調査方法は、以前とどのように変わって件数が増えたのか。それと町内においてこれに該当するような件数はどの程度あるのか、まずその点からお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） まず、町内における不登校、いじめの有無につきまして2019年度及び本年度の状況についてお答えいたします。なお、不登校につきましては、病気などを理由にしたものを除く欠席日数が30日を超えるもの。いじめにつきましては、議員先ほどお話をされましたいじめ防止対策基本法に定義がございますので、その定義に基づいた実数として御報告をいたします。まず、2019年度の状況でございます。不登校につきましては、小学校なし。中学校8名、高等学校なしでございます。いじめにつきましては、小学校71件、中学校13件、高等学校1件でございます。今申し上げたいじめにつきましては、すべて解決しております。次に、本年度の状況でございます。不登校につきましては、10月末日におきまして、小学校なし。中学校5名、高等学校なしでございます。いじめにつきましては、8月の末日において、小学校32

件、中学校2件、高等学校2件となっております。これらのいじめにつきましては、解決しているものと、経過観察しているものに分かれていますが、いずれも深刻な事態に陥っておりません。

次に、調査方法について御説明いたします。まず、町独自の調査としましては、月1回各学校からそれぞれの状況の報告を受けております。そのほか、いじめにつきましては年2回のアンケート調査とそれに伴う詳細な報告、不登校につきましても、年1回学校の対応策も含めた詳細な報告を受けております。これらの調査につきましては、北海道教育委員会及び文部科学省へも報告をさせていただいております。また、この調査方法につきましては、先ほど議員が御指摘くださったとおり、大きく変わった部分がございます。特に、いじめに関する調査が大きく変わりました。平成25年に成立しましたいじめ防止対策基本法において、いじめの定義がなされ平成27年の文部科学省文書によりいじめはどの学校においても一定数認知されるのが自然であるとの通知が各学校にされました。これにより各学校はいじめの積極的な認知に努め、アンケート調査の子供への質問項目もいじめられたことがありますか、という記述から、嫌な思いをしたことがありますか、という記述に変わっております。つまり、現在の学校はいじめの芽もいじめとしていじめを積極的に認知している状況でございます。ですから、いじめの認知件数が多い学校につきましては、いじめの初期段階のものを含めて積極的に認知をし、その解決に向けた取り組みのスタートラインに立っているという肯定的な評価をしているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今、詳細にわたってお答えをいただきました。これがいわゆる児童生徒を対象にしたアンケートも含めての結果だと捉えて良いのだらうと思います。ではそれに対して、学校現場、教育委員会としてはどのような対応をしているのか。一説によると対応マニュアルみたいなものがあるという話もありますので、その辺はどうなっているのか伺います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御質問にお答えさせていただきます。学校及び教育委員会の対応についてお話をさせていただきます。基本的なところにおきましては、生徒指導の原則に基づいて関係児童生徒の将来の自己実現、自立に向けて社会的資質や行動力を高めることを目的としております。その上で、不登校、いじめに係る文部科学省の通知、

道教委の方針等に基づきまして丁寧な対応を行っているのが現状でございます。不登校につきましては、平成29年3月に文部科学省が策定しました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保などに関する基本方針に基づいて、不登校は取り巻く環境によってどの児童生徒にも起こり得るものとして捉えて、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮しながら、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行っております。

また、支援に当たっては、登校という結果のみを目標にするのではなくて、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえて、社会的に自立することを目指しております。これらことを踏まえて具体的には、学校に来られない原因の把握の検討、それらを解決するために本人への聞き取り、家庭訪問、保護者からの情報提供、登校の方法の工夫などを行っております。

登校方法の工夫としましては、保健室などへの別室登校、時間を限定した登校、放課後などを活用した時間差登校などを対応として行っております。また、最近では、ICTを活用して授業動画を配信することによって、生徒の学習を保障したり、学校以外の学習の場を設けて場所を変えて生徒への授業を行ったりしているケースもございます。

いじめにつきましては、平成27年2月に町として策定しました浜中町いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである強い認識のもと、未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでおります。具体的には日常の生活状況の観察、年2回のアンケート調査の実施とその後の面談などで児童生徒の内面の丁寧な把握を行い、児童生徒の心に寄り添いながら短期的、長期的視点で解決に向けた取り組みを行っております。いずれも担任の先生だけで対応するのではなくて、校内の特別委員会などの機能を生かし、組織的な対応に努めております。

町教委といたしましては、不登校、いじめの問題の実態についての報告を各学校から受け、必要に応じて指導助言を行いながら、学校と連携して解決に向けた取り組みを行っております。例年道産子浜中町こども地区会議を開催し、各学校の代表が自校の課題や取り組みを交流し合ったり、児童生徒が自ら生徒指導上の問題を解決する力を高めることができるような機会を設定しております。そのほか、スクールカウンセラーの派遣や生徒指導上の問題にかかわる教育委員会の相談窓口の設置なども行っております。以

上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今対応についてお答えを細かく御説明をいただきました。いろいろな考え方がありまして、識者の中には、不登校の児童生徒に無理に学校へ行けとは言わないと、言わないほうがいいのだという方もおりますし、いじめに関して言うと明らかに暴力的だとかというものから、私らの年代では余り考えられないですがあだ名も、いわゆるいじめというような受けとめ方にもなる。ですのでいじめの定義はすごく幅広く解釈されるわけであって、当事者以外の周りがいじめだと思わないものも当事者だけがいじめだと受けとめてしまう環境も昨今ではあるのだろうと思います。その辺は、児童アンケートでいじめを受けたというのは、多種多様な見方があるので、一概にそれが深刻ないじめであるかはなかなか想定はされませんし、そういうものがあってほしくないのですが、主観的なとらえ方でいじめの定義や広がってきたことから件数が増えているのだろうと思います。

今、室長がお答えの中で委員会としても、学校としても一生懸命取り組んでいるというお答えがあったのですが、解決する上で必要なのは基本的にはその当事者、児童生徒、家庭、それと学校、この三者がいかにかつかりとした環境を保ってられるか、要するに信頼関係ができているか。学校に対する不信であるとか、先生に対する不信も含めて、この三者の関係がきちんと構築されていないと、この問題はなかなか解決の方向には向かないのだろうと思います。基本的には、そういった意味で昨今、私らが育った子供のころとは違いまして、いろいろな子供をめぐる環境が変わっています。そういう中で、時代の変化に即した対応力は身に着けていかなければならないと学校の先生方も含めて考えられます。担当者と児童生徒としてではなくて、学校全体として認識を共有する、意識を共有することができるか。そういう環境にあるのかないか。場合によっては、その担当者任せで周りがなかなか理解してくれないとか。昨今でいいますと教職員の働き方改革があつて、学校、特に管理職、教頭先生あたりは先生達はいつまでも学校にいないで仕事が終わったら早く帰ってください。要するに、学校全体、職員室の中で意識を共有する時間がとれない。そういうことが起きてくるのではないかと。これは今現在、去年の報告で結構ありましたけれども、こういう中で三者の連携がとれていたのかどうか。私も聞きかじった話ではありますが、なかなかその部分が、しっかりと整っていなかった状況もあると聞いていましたのでこの質問をさせていただきましたが、その辺につ

いてはこれまできちんと連携が図られてきたのかどうかの確認をさせていただきたい
と思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 児童生徒及び家庭、それと学校の三者の信頼関係につきま
しては、議員の御指摘のとおりでございます。生徒指導上の問題を解決するために、
非常に重要だとまずは強く認識しております。児童生徒が自分の悩み事を教員に素直に
打ち明けることができるかどうかという点もそうですし、解決に向けて、学校が保護者
と連携しながら問題に向き合ってよりよい方向性に持っていくということにおきまし
ても、この信頼関係の重要性は、間違いないところでございます。御指摘ありましたと
おり、担当の先生、場合によっては担任の先生が1人でその問題の解決に向かった時に、
なかなか解決にたどり着くことができない案件は、日本全国にたくさんございますの
で、特に、1人の先生一部の先生に問題解決の負担が大きくなり過ぎないように、校内
の特別委員会を各学校を設置した中で、学校全体の問題として、組織的に対応してい
くよう学校と連携しながら進めているところではございます。

一方、今の議員のお話の中にもありましたけれども、どの問題もすばらしい信頼関係
のもと、完璧にすぐ対応できたかという点につきましては、多少苦勞したケースも当然
ございます。それにつきましても、こういういじめの問題、不登校の問題をなるべく早
く発見して、その課題を見つけ、その課題を解決する過程において、保護者との信頼関
係を高めていけるような機会にするよう取り組みを進めてまいりました。併せてこうい
う問題が出てから、信頼関係がどうだということにならないように、すべての児童生徒
にとって楽しく学びがいを感じ、行きたいと思えるような学校づくりを推進すること
によって、児童・生徒、家庭、学校の三者における信頼関係を構築できるよう努めてきま
したし、これからも努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） それは一生懸命取り組んでいただかないといけないと私も思
います。令和2年度いじめアンケート調査結果を手にしたものですから、この中見ますと、
どんなことをされたか、ただ冷やかし、からかいなどの話から、無視される、いたずら
される、叩かれるなど、その前後の状況がどうであったかは全くわからないけれども、
やはり子供が素直にアンケートに答えている状況がある中で誰に相談するのか、先生、
親、友達、兄弟姉妹、と項目があるがその中で誰にもしないという、そういう答えも中

にはあるわけですよ。だから、相談できる相手がいない。これは、どういうことなのか、どこに問題があるのかと真剣に受けとめなければいけない話でありまして、気軽にすぐ先生と話ができる、親に話ができる、そういう関係がきちんとできていれば、この三者の関係はきちんとできているのでしょうけれども、誰にも相談しない、できないのではなくてしないという答えですよ。しないということはどういうことなのだろうと、やはりこういう声をどうやって拾い上げるか。これが一番重要で、相談する相手がいるのはいいのですよ。相談する相手がいないというのが一番問題なので、これをいかに解決していくかが大変重要なのだらうと思います。

そういった中で、先ほど室長からいろいろお答えがありましたけれども、学校の中でしっかりと対応していると。ただこんな言い方は変かもしれませんけれども、うちの町はこれまで多くの学校統廃合によって、吸収されて、それでもなおかつ、先ほど5番議員の質問にあったように、1学年が50人以下全町の児童数が、1学年50以下。私らの頃の一つの学校の1学年ぐらいしかないのですよね。それぐらい減ってきている中で、こういう問題については、地方だから、こんなとこだからという話ではもう済まない時代、そういう環境になってきている部分がありますので、問題は、親の考え方もありますし、本人の思いもあるでしょうから、学校関係、教員の対応力が一番重要な部分、要になるのだらうと思います。子供にとってみると、親と学校両方向を向いているわけですよ。そうすると受け皿はやはり教員だと思いますので、先ほど出てきた報告書の中では教員の資質向上に努めるだとかいろいろなことが書かれていますし、一方で、地域とともにある学校、これはもう古くから言われてるいるのですがなかなかこれが統廃合によって、地域とのかかわりがだんだん希薄になってきてしまって、あそこに歩いている子どもは、どこの子か誰もわからないという状況がだんだん生まれて、今私の孫もそうですけれどもバスに乗って通学しているので誰とも接触しない。コロナの時代ですから、言い方を変えれば三密を避けている話にもなるのかもしれませんが、要するに地域の人がたとの関わりが全くと言って良い程無くなってきている。いろいろな考え方があってお祭りにしても、昔は児童生徒はお祭りに協力するものだと思い込みでいたのだけれども最近は希望者だけでいいよと。やはりだんだん変わってきて、対応に追われている部分も、今年あるのかもしれません。

ただ、いじめ不登校に関して言いますと、指導力の向上、対応力の評価が一番重要だらうと思います。それが求められている。うちの町は統廃合によって学校数が減りまし

たけれども、学校現場を見てみますと残念ながら浜中町という釧路管内の東端にある町村に教員として手を挙げてこられる方はなかなか見当たらない、これまでもそうでしょうし、今もそうでしょう。新採用の教員は、昔は学校がいっぱいあって教員養成機関みたいな事を果たしていた部分も無きにしもあらずとも見る事ができるわけです。これがこれだけ統廃合されるとそんな余裕はない。でも配置されるのは新採用。赴任地を選ばませんからどうしてもこういうところでも来ざるを得ないのですよね。それに対して経験者は、なかなか多くはない。経験者として来るのは、管理職に手を挙げてしまったから来てしまうとかそういうようなことも少なからずある。午前中に教育長の教育行政報告で経験者の増員を局に申し上げたという話がありました。私もこれまでの経過を見ていますとこんな小さな町児童数は少ないけれども、学校現場に必要なのは人的資源をいかに確保するか。これが一番重要だろうと思います。

室長は来年4月からまた現場にお戻りになるのでしょうか。恐らく。そうすればその最前線に立たれる訳です。そのことは、これから今までの経験を生かしてしっかりと取り組んでいかれるだろうとは思いますが。教育長にあたっては現場経験豊富ですし、この場にもいたことがございました。改めてまた教育長としてここに就任をされました。一番学校現場の実情をわかっている方ですのでいま私が言ったような人的資源の確保にしっかりと御尽力をいただきたいと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今議員おっしゃられましたように、やはり教育は人なりと言われていますとおり教育の実際の担い手は教員によるところが大ですし、児童生徒にとって最大の教育環境はやはり教員です。これはもう間違いないことで、私も各学校見てきましたけれども、そのように映っております。ただ、浜中町の教育行政に関しましては、私が教頭として、10年前に浜中町に来た際には、茶内小学校、実際のところ1年生から6年生まで学級がある中で、5学級までが新採用の4年までの先生方が学級担任に並んでおりました。ただ、この5、6年前から釧路管内で人事交流がきちっとある程度なされていて特に浜中町のような規模が小さい学校につきましては、小学校の学級担任としては、新採を置かないという約束事で管内A B C D群と分けまして、そして、釧路市あたりはA群としまして、A群を4年間経験した先生方は、必ずCかDに行くというような交流がなされております。そういう面では、10年前よりも若干良くなった部分はあるのですけれども、実際のところ4年でこちらに来てまだまだ経験値足り

ません。ですから、やはり子供たちに寄り添う、児童生徒の気持ちをしっかりと見据えていくという点では、まだまだ私も何とか力を出して都市部から良い先生を引っ張ってくるだとか、そういうことを進めていきたいのと同時に、やはりこの浜中町の学校の中でそういう若手をしっかりと育成していく。そのためには教育委員会がリーダーシップを取りながら、学校長を中心として組織の中で、若手教員をやはり育成していくという視点も重要になってくるかと思えます。そうした面では浜中町の特色でもあります地域の声を聞きながら、そして本当に骨太の教員をつくっていきながら浜中町の教育に寄与したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 教育長。今の質問の中で浜中町を希望する教員がかつては少なかったけれども今もそうだろうと指摘がありました。このことについての答弁が抜けておりますので、ご答弁いただきたいと思えます。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 実際に、釧路管内の人事異動をしなければいけない教職員の方に人事調書としてそれぞれ希望地を出しております。釧路管内で釧路市だとか他の町村を含めて希望を出して書いていただいているのですけれども、実際のところ何十人もいる管内の先生方の希望を見ますと、残念ながら、小学校では、せいぜい3名ぐらいですね。第3候補まで出ている状況につきましては。中学校のほうでは毎年ゼロに近い状況です。ただしこれは、多くはやはり釧路市を中心としながら、そこから異動して来たいという方々ですけれども、実際に浜中町にこうやって勤めている教職員は、いざ来てみたらとってもいい場所で中には、浜中町に骨を埋めたいという中学校の教員も実際におりますので、そういう面では、私のほうとしても浜中町の魅力をそういう異動する先生方に伝えながら、そしてまた来たら、この場所がいい場所だよというような経験も積ませていきたいなと考えております。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 大変丁寧なお答えをいただきました。確かに浜中町を希望する教員の数、圧倒的に少ないというのは今も変わらないのだなと改めて認識をいたしました。現在でも、多くの先生たちが配置をされていますが、どちらかと言うとここ10年ぐらいは勤務時間が終わったら町内におらずに、どこか違うところにお帰りになると。要するに以前と比べて放課後、時間外、勤務外における児童生徒もしくはその家庭、地域との関りが、場が持たれなくなってしまって、これは本人の希望でここから通いたい

と言われれば、それを拒否することはなかなかできないということもありましょうし、なかなか難しい問題ではありますが、そういう三者の連携という話なってくると、やはりその時間外に例えば先生に電話する、相談をする時にどこにいるのかと言った時に町外ですと、いろいろな問題で意思疎通が図りづらい環境が生まれてしまったのですね。そういう部分でいうと環境改善しなさいと、できるだけ町内に住んで、いろいろな部分で関わりを持つことによって、結果的に児童生徒のしっかりした育成に資するのだという話になればいいのですけれども、なかなかそれを求めるのは難しい。だからせめて、いる間だけでもしっかりとした対応力を身につけていただかないとこの問題はなかなか目が見えてこないということが恐らくあるのだらうと思います。何と言っても先ほど教育長はここに骨を埋めたいという先生がいると、私もその人を存じています。そういう奇特なというか、いい人もいるのだけれども、やはり一つの経験、3年4年で次へというのは教員としても仕方がない部分があるので、これはそれで受け入れざるを得ないのですが、もう少しその居る間だけでもしっかりとした対応をしていただく。そのことが次の任地校にて経験として役に立つ。そういう環境づくりをこれからも教育委員会としてしっかりつくっていただきたいとお願いしたいと思います。最後に教育長に何か、お答えがあれば承りまして、終わりにしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 議員が今おっしゃられたように、本人のキャリアステージ考えた時に浜中町ですと教師として勤めていく人もいるでしょうし、またさらにキャリアアップしていく方もいますのでそれぞれのステージに沿いながら、学校長をリーダーとしながら、そしてやはり教員を育成して育てて、そして学校教育に従事させながら、ここにいる浜中町の児童生徒をとにかくより豊かな学びにかかわらせながら、そしてたくましく育てていく、そして町の担い手として育成していくというようなことで進めていきたいと思いますので御理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 3番秋森議員。

○3番（秋森新二君） アイヌ語地名の看板設置はということで質問をさせていただきます。釧路町、厚岸町、浜中町の3町にまたがる厚岸道立自然公園が格上げされ、厚岸・霧多布・昆布森国定公園に指定されることが間近となってきました。指定後は、観光客の増加も見込まれ、根室納沙布岬から十勝、広尾町までの約300キロメートルに及ぶ北太平洋シーサイドラインの利用増も期待できると思います。釧路町から浜中町までの

風光明媚な海岸線にアイヌ語の難読な地名が並んでいます。北海道の市町村のうち、8割がアイヌ語の地名だと言われております。浜中町も大方アイヌ語ですが、中でも散布、後静、羨古丹は難読の上位かと思っております。

質問通告書にはアイヌ語を並べておりますが、時間の関係上省略させていただきますが、ほかにも内陸部では、秩父内、チップナイはアイヌ語になります。また、茶内の上流を基とするノコベリベツ川、オラウンベツ川もアイヌ語の代表格だと思っております。

民族共生象徴的空間「ウポポイ」の開業により、道内の学校でアイヌ民族の文化や歴史が授業に取り入れられる動きが広がっています。また、アイヌ民族の血を引く中学生を主人公にアイヌの人たちの今を描いた映画アイヌモシリ、人間の静かなる大地の上映が始まり、世界中で高い評価を得ていると聞いております。私たちが慣れ親しんでいるアイヌ語の地名はその地域の特徴を的確にあらわしております。また、当時の人たちの生活が反映をされております。その意味でアイヌ語の地名は歴史的にも重要な文化財だと思います。

観光客にアイヌ語の地名を紹介し、アイヌの方々の当時の生活、歴史の一端に思いを馳せる機会を提供することが観光振興の一助になると期待ができます。由来となったアイヌ語の説明を添えた地名の紹介看板を設置する考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。国定化に向け、現在ある看板の更新については、指定後に向けて現在検討しているところであります。先月19日、20日と国定化に向けた環境省中央審議会自然環境部会での視察終了後の意見交換会におきましても、アイヌ語の地名が数多くあり、これらの由来などを知らしめ、自然と文化の協調した公園を目指すべきとの意見も委員の方々から提言されております。これらの提言を含め、新年度の設置に向け現在、内容を検討しているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。是非とも実行に移していただきたいと思いますが、重ねて聞きますが、国定公園を好機と捉えて釧路町、厚岸町とも連携をし、統一感を持って臨むべきだと考えておりますがその

辺はどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 現在のところはその動きはございませんが、いずれ3町の推進協議会もありますのでその中でも当然、パンフレットの作成とかの話が出てくると思います。その中で、できれば統一感を持ったものにできればと考えております。是非検討していきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。平成31年にアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律ができておりますが、この中にアイヌ政策推進交付金がありますが、当然これは活用されるものだと思っておりますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。議員今おっしゃった内容につきましては、商工観光課のほうでも、押さえておりませんので、後ほど担当課の方と相談して検討してみたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） わかりました。手元に資料はありますが、後ほど教えていただければと思います。通告しておりませんが、その辺御理解いただいてよろしくお願ひしたいと思いますが、ユネスコはアイヌ語を消滅に近い言語として極めて深刻なレベルにあるとしておりますが、北海道の先住民族であるアイヌ民族の言葉を消滅させない取り組みが必要かと考えております。マキリ、シシャモ、ラッコ、エトピリカ、サケなどアイヌ語には我々が日常的に使っている単語も多くあり、非常に身近な言葉であります。

アイヌ語地名の看板設置は、子供たちがアイヌ語さらには、アイヌ文化に興味を持っていただく機会になると考えております。そこで伺いたいと思いますが、町内の小中高校において何らかの形でアイヌ語に関連する授業を行っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 御質問にお答えいたします。アイヌ民族に関わる学校における取り扱いにつきましては、学習指導要領に記載がございますので、それを根拠にして授業において扱われております。

来年度、全面実施される中学校の新学習指導要領の社会科におきましては、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすることとされております。その際、アイヌの文化についても触れるよう規定されております。小学校においても、学習指導要領の社会科の解説につきまして、アイヌに関する記述が盛り込まれており、議員がおっしゃいますとおりアイヌ民族にかかわる学習は、小学校、中学校においても重要視されております。このような扱いの中で、小学校、中学校の社会科を中心に扱われているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 議員より質問のありましたアイヌ語の教育に関わる小中高等学校の扱いについてでありますけれども、先ほど議員がおっしゃられておりました郷土の地名に多くアイヌ語が使われております。ですから、小学校三、四年生の郷土資料の学習の中では、その地名を頼りにしながらアイヌ語に関わっていくような学習が出てくるかと思えます。また実際に小学校、中学校、高等学校総合的な学習の時間におきましては、郷土学習する中でアイヌ語に興味を持って、そこから主体的に自主的にそのことについて調べていく、アイヌ語に触れていくという学習活動も当然ながらあると押さえていただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 教育長にこれからの方針というか方向性を聞こうかなと思っていたところなのですが、大体これからの教育の方向性みたいなものが示されたと思っておりますが、再度確認のためにも質問させていただきたいと思っておりますが、この7月にウポポイの誕生、さらに北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録が控えているところであります。そのアイヌ民族の成立とその文化の形成、また大きく影響を及ぼした縄文人、オホーツク人とのかわりについて理解を深めることが、今後の北海道を生きていく子供たちにとって大きな指針になると思っております。そういう中で、浜中町におけるアイヌ民族に対する学習は今後どうあるべきかと聞いたかったのですが、今教育長が言ったことに尽きますか。もう一度お聞きしたい。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 先ほどの回答と若干重複するかもしれませんが、やはり地元郷土の地名に子どもたちが興味を持って、そこをきっかけにしながら、郷土に対する

歴史、そして誇りを持ちながらこの浜中町により一層興味関心を持っていただいで、ふるさと浜中を愛するというテーマを子供たちに是非持っていただきたいというのが、教育委員会の考えであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 前向きな理解のある答弁をいただきました。ありがとうございます。以前、オーストラリアに行った時、先住民族の話を聞かされました。オーストラリアの先住民は、アボリジニーと言われております。4万年前から住んでいて、文字をもたない、自然崇拜の民族で一枚岩と言われているエアーズロックを聖地としている民族であります。イギリスが植民地化しておりましたが、イギリス人が移住するようになると搾取、虐待の対象になります。娯楽のためにアボリジニー狩りという狩りの対象になったという話を聞かされました。それでその反省からアボリジニー省が設置されたということでもあります。

日本の歴史の中でも、アイヌ民族の地位は特別あいまいなまま扱いをされたとの評価であります。1818年、明治11年ですが、北海道開拓使、日本地方政府は、アイヌ民族の呼称を旧土人と統一しております。そして、国定教科書もアイヌを土人と称して1945年、昭和20年、太平洋戦争終戦、敗戦までこの教科書が使われたと言われております。この67年間の土人と称して差別的な教育してきた和人とアイヌの不幸な歴史があります。教育を通してこの負の遺産も含めて、アイヌ民族の歴史と文化に光を当てていただきたいと思っております。どうかひとつよろしく願いいたします。

それではアイヌ岬の観光利用ということでお聞きをいたします。アイヌ岬は火散布と藻散布の中間に位置する岬です。陸上からは雑木林を抜けて緩やかな斜面から先端に向けて、平坦な地形を経てアクセスができます。また、岬周辺は良質なコンブ漁場としても知られています。岬の上には大小の空堀らしきものが認められております。浜中の調査ではチャシ跡ということになっていますが、これがいつ頃の調査なのか、また、どのような遺跡として捉えているのかお聞きします。あわせて遺跡の年代が判るようであれば教えていただきたいと思っております。まずこれをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） はい。アイヌ岬の遺跡の調査ですけれども、調査年度は、昭和56年となっております。調査の台帳の中にチャシ、立て穴住居らしきものが数個あるとしております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） この遺跡の年代はやはり難しいですね。わかりました。

次にいきます。地名の由来となった逸話の存在はどうかとお聞きしたいなと思っております。できればストーリー性のある由来を説明してください。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 地名の由来と、逸話の存在についてお答えしますが、アイヌ語の地名につきましては、固有名詞ではなくその地域や場所の形状や状況を示して地名とされております。そのため、北海道各地に同じ地名も多く存在しております。そのことを考えますと、アイヌ岬、またほかの地区においても地名の由来となる逸話は残念ながら本町には残っておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） いつごろ付けられたかは、わかりませんか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 時代についてですが、私の考えですが、アイヌの方が居たときに散布だとかそういう地名を付けていると思うのです。アイヌ岬とアイヌの方が呼んだのかという疑問があります。そのアイヌの方がいなくなってから、地域の方々がアイヌ岬と呼び出したのではないかなという想像はできます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） そうですね、難しいですね。アイヌという言葉を使う地名が北海道にどれくらいあるかということ調べてみました。露骨にアイヌという言葉を使った地名はそうないですね。和人が付けたということは、はっきりしているのだなと思いつつも、遺跡は散布でも何か所かあって、渡方面から下にかけて至るところに遺跡はあるのですけれども、こういう地名の付け方は珍しいなと思ってもしかしたらストーリー性がある由来を期待したのですが。そうですね。

最後の質問になりますが、観光利用する考えはないか、伺いたい。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。現地につきましては道有林の保安林となっております。そうしたことから施設整備などのハードルは高く、この度の国定公園化に向けての公園計画を策定するに当たりまして、北海道、町教育委員会と協議の結果、遺跡については、アイヌに関わるものも多数ありますが、今回の園地計画には盛

り込みませんでした。また、現地までのアクセスについても困難であることから現状での利用は難しいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） さっきストーリー性と言ったのですが、地元ではアイヌ岬と知られてはいますが藻散布の厚岸から下ってくるあたりから見ると獅子岩に似ている。それで獅子岩の岬という言い方も地元の方はしています。今はアイヌ岬、獅子岩の岬、おちや、まいそる、などの呼び方があって、地元の方はそれぞれ使い分けていますが、ストーリー性という話でアイヌ岬を英雄伝説に脚色してストーリー性を作る。例えば、獅子が悪さをしているのをアイヌのカムイが岩に変えた。そのような伝説にして、それを和人がアイヌ岬にしたとか。そういう由来、ストーリー性にしたらどうか。今商工観光課長から観光には、不向きな土地だとの答弁なのですけれども、道有林ですから民地と違って使いやすいと思っています。アイヌ岬に興味のある観光客もいて、わざわざそれを見に来ていただいている。ですから、アクセスするのは12、3メートル近くまでずっと道路がある。それからすぐ、岬に上がれる。やろうと思えば、先ほど言ったアイヌ政策推進交付金もありますから、やる気があれば観光地に利用できると思うのですよ。当然インフラに対する予算だとか、立ち入り制限だとか解決しない問題もあると思いますけれども、こういうアイヌ政策推進交付金もありますから、これは遺跡の発掘、それから終わった後の環境調査だとかにも使える。使い勝手の良い予算です。交付対象の事業は、アイヌの歴史調査及び周辺環境整備、遺跡や発掘事前調査、調査後の遺跡外の周辺環境整備に要する経費など使いやすい開発予算になっています。やろうと思えばできると思うのですけれども、できないと言うのであれば、アイヌ岬の獅子を利用して英雄伝説みたいなものを作って、立看板で御案内してもらいたいなと思っていますが、どうですか。

○議長（波岡玄智君） ちょっと待ってください。ここは、やる気度が試されています。要約すればそういうことですから、副町長。責任ある立場で、答えてください。

副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいま、議長よりやる気度というお話でございますけれども、逸話ですから作り話で、いくらでも作れるのだらうとは思っておりますけれども、新年度入ってから学芸員の補充もいたしますので、その方とも相談しましてそういったストーリーをもとに、逸話をつくる方向で検討してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 秋森議員。

○3番（秋森新二君） 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。ちなみに涙岬は悲恋の物語ですが、このアイヌ岬は英雄伝説としてもらえれば、ありがたいなと思っています。一度獅子岩の顔を見に来てください。終わります。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後3時00分）

（再開 午後3時28分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に沿って御質問をさせていただきます。1つ目。霧多布高校卒業生の進学、就業状況についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全国の学校が突然休校になり、授業、試験、部活、学校行事などに影響が出ました。青春の1ページを失った学生の思いは計り知れませんが、彼らが今後の人生において自粛することなく、郷土に思いを馳せられるように以下を問います。一部先輩議員と質問が重複いたしますが、通告書どおり御質問させていただきます。

令和2年度卒業生の進学就業状況は。地元採用の家業継承状況は先ほど御答弁いただいておりますが、再度お願いいたします。進学後の就業先を把握しているか。最後に、同窓会名簿などの作成予定の説明をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） それでは、4点についてお答えします。令和2年度卒業生の進学就業状況は、卒業予定者31名中、進学が8名、就職が17名の25名が決定しております。なお、進学希望者2名、就職4名が未定となっております。

地元採用の家業継承状況の御質問につきましては、役場が3名、浜中漁協が3名、農協Aコープも含めまして3名、赤石建設が1名、家業継承で漁業が2名の12名となっております。

3つ目の進学後の就業先を把握しているかの質問ですが、進学後も本校に顔を見せるなど、連絡をくれている生徒が多く、100%ではありませんが把握している現状です。今年も地元事業者に多くの生徒を受け入れていただいたと受け止めており、本校として

も感謝しているところでございます。

4つ目の同窓会名簿など作成についてですが、これにつきましては50周年のときに同窓会の役員で名簿を作成し、来年度が本校70周年ですのでこれも同窓会の方で作成すると承知しておりますが、当然学校側と情報の共有が必要になるかと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。先の2つは先輩議員の答弁で確認しました。地元で12名、あと、漁業継承も2名がいらっしゃるということですね。僕自身はこの学校の卒業生ではないのですけれども、僕が卒業した学校では同窓会名簿がやはりありました。釧路高専高校なのですけれども、何年かに1度、5年から10年に1度ぐらいだったのですけれども、同窓会会員になっている要は会費を払っている方には同窓会名簿が送られてきて何期卒業生、現在の就業先も、把握できる資料、一覧表をいただけたので何期上の先輩がどこにいるとか、逆に自分たちの後輩がどこに勤めているとか、そういうのを会員に配付している。今、個人情報の取り扱いについて大変難しい時代になってきて、僕の母校、釧路高専高校の情報工学科の教授が、同窓会の会員を管理していたのですけれども、ウイルスかハッカーか何か詳しくは聞いてないのですけれども、個人情報が流出したということで、数年前には大きな問題になっていました。ですので取り扱いには十分注意しなければならないと思うのですけれども、今の御答弁ですと、卒業後に顔を出した元生徒さんには、例えば霧高を卒業し、大学に進学をして今どこに就職したのと個人的に聞いたということですよ。

僕の話ばかりで申し訳ないですけれども、僕の母校では最終学歴を、卒業した後に専門学校、大学、就業した後の進路も確か追っているはずなのですよ。僕も実際そうでした。なぜ今回このような質問をさせていただいたかはですね、3年から4年ぐらい前に、僕は釧路高専高校でいうと25期の卒業生になるのですが、第1期の卒業生、僕はお会いしたこともないです。その先輩が東京で会社を営んでいる方だったのですけれども、こちらの新聞の記事を読んで、そして同窓会名簿を確認して僕のところに電話をくれました。お前おもしろいことやっているなど。それで会いに来てくれたのですよね。そういったこれは個人の例なのですけれども、そういったコミュニティ、人の繋がりが生まれるのだな。この同窓会の名簿から思ったのですよね。僕も学校卒業して、全く畑違いの仕事をしているのですけれども、地元を離れて帰って来て、地元が好きだと発信

していたらそれに興味を持ってくれた。そして僕ところに尋ねてきてくださいました。このような1例がありましたので、同窓会名簿を卒業生等に配布されているのかどうか、そこもお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 高校事務長。

○高校事務長（海道政俊君） お答えします。霧多布高校では50周年の時、そして、今度の70周年時の記念誌には同窓会の名簿を載せるつもりで作成する準備に入ろうかと思えます。ただ、先ほど言いましたが、個人情報の観点から作成に関しては、公表は会員の氏名のみとさせていただくと同窓会の方からは聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。それで、どうしてこのような質問をさせていただいたか、先ほども少し申し上げましたけれども補足として、やはり携帯の端末で簡単に、今は地元を離れてる方が、今自分の故郷どうなのだろうか。そしてテレビ等ででも自分の先祖、じいさんがどこの出身なのかそこに興味を持つ方、あと墓参りに来る方もいると思うのですよね。このことは次の質問にも、関係することなのですが、人口が減っていく中でどうやって浜中町と今後繋がっていくか、そういった人の繋がりも大事にしたい。何年経っても自分の母校への思いは変わることはないかと思えますので。あと、霧多布高校はホームページもありますね。役場のページにリンクされていたと思うのですが、その中でも、今、事務長が御答弁いただいた、来年70周年とか、そういったアナウンス等もあれば、数年前はスマホを持っていなかった、先輩、卒業生、OBの方も今は簡単に調べやすくなったと思えます。それで今、浜中町はルパン三世と、霧多布湿原とラッコなど話題になっているものもあります。検索エンジンで浜中町と入力するだけでいろいろなサイトがあがってくると思うのですが、郷土への思いを忘れないでほしいという意味で、今回、このような御質問をさせていただきました。この部分をご答弁結構ですので、次の質問に移らせていただきます。

関係人口の創出について、浜中町まちづくり総合計画において、人口ビジョンを掲げ2030年目標を4900人としているが、初年度から目標数値を下回る予想となっています。関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指し地域にイノベーションをもたらす存在になり得るとされています。そこで、以下御質問をさせていただきます。全体、単年で数値目標に対しての施策はございますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。人口ビジョンに掲げる目標達成するため、今年3月になりますけれども、浜中町人口ビジョンと併せて浜中町創生総合戦略が前年度までの5カ年が終了して後の5カ年ということで、作成しているところでございます。この総合戦略と総合計画をもとに、人口減少対策を行っていくことになるわけですが、実際の取り組みについては実施計画で行う個別の事業になろうかと思っております。

人口減少対策につきましては1例を申し上げますと、産業後継者支援や出産・子育て支援、災害対策、多々あるわけですが、さまざまな施策を組み合わせることでいく必要があると考えております。

数値目標につきましては、首都圏への一極集中に歯止めがかかっていない状況でございます。地方にとっては非常に厳しい状況にあるわけですが、目標に近づけるように取り組んでいくスタンスで御理解いただきたいと思っております。何か一つではなくて総合的に取り組むことによって、人口減少対策、幾らかでも減少スピードを抑える。そういうつもりで対策をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今、実施計画が何点かあると伺いました。それで今年の春に、人口ビジョン4900人を目標とすると。これは、例年までですと10年後4900人を下回る人口推移になっている。人口減少を緩やかにするというのでこの数値目標を掲げられたのだと思います。これは一極集中、やはり地元に残ることに関して言うと、就業場所があるかどうかだと思います。先の質問では高校生の進学、就業先について伺いましたけれども、僕も地元はここですが地元の霧多布高校には行っていませんよね。だから20年経ってから帰ってきました。これも先の質問と重複するのですが、一度町外に出た人が社会勉強をして帰ってくる。そういうことも加味して、この次の質問でさせていただこうかとも思ったのですが、今日いただいていた移住ガイドブック、こちらの冊子も現協力隊の小山君が主に活動して制作されたと伺っております。

それで、ここで2つ目の質問をさせていただきます。移住定住を促進するための具体的な活動内容、この冊子、これを配布されるということと、それ以外に何かありましたらお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。目に見える形での活動内容になりますと、今日お渡ししたガイドブックという形になろうかと思えます。1年半経ったわけですがけれども、協力隊が自分で取材に、議員のところにも行かせていただきましたけれども、取材させていただいてそれを基に作成したガイドブックになっております。

今後につきましては、議員さんには資料としてお渡ししたところですがけれども、実は町内発信するつもりのもものではございません。ホームページには同様のものを掲載する予定でございますけれども、これはあくまでも対外的に、今年はコロナ禍で実際に赴くことはかないませんでしたけれども、首都圏等で移住定住関係の各イベント等がありますので、例年であれば協力隊、及び場合によっては企画財政課の職員もその場に赴き浜中町のPRをしていくことをしているところですがけれども、その際に、会場に来場された方に渡して浜中町をPRする、浜中町に住んでみませんかとPRすることで使いたいと考えております。そういった形で取り組ませていただきたいのが一つです。協力隊ですけれども東京出身ということですので、町内の方がが知り得ないとか気づかない良い部分も、気付いていると思いますので、その辺の情報発信をしていく形で取り組ませていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今の御答弁の中で、町のホームページにもデジタルのデータで掲載されるということですね。最後の前のページにQRのコードがありまして、僕も先日いただいて、すぐQRを読み込んでみました。今、便利な端末を個人が持っています。文字を入力しなくてもカメラでこのQRコード写すだけで町のホームページを見られる。そして、このQRコードを利用してくれた方は、浜中町に興味がある方なのだなと思えました。そこで、私自身Uターンして10年であります。なので僕も10年ぐらい前に、帰ってみようかな、Uターンしようかなと決めた時に、当時は札幌にいたのですがけれども、まずネットで町の情報を調べました。町のホームページがあり、僕は海側に住んでいるので、どこ出身と聞かれたときに浜中町となかなか出なかったのですよね。僕は霧多布と言っていました。パソコンで霧多布と調べると、当時、一番最初に出てきたのは湿原センターが出てきました。僕はその当方で離れてもう15年ぐらい経っていましたので、こういう団体があるのだなと。それまでは中々帰省する機会もなかつ

たので、やはりネットを通じて、両親に電話するとか、友達からの情報というよりもネットを頼りにして地元の情報を調べて帰ってきました。なのでそれからまた10年経っているわけですから、これらの時代の変化というかデジタルのこういった端末を使って観光をする方でしたら、食事をするとか宿泊施設とかそういうことを調べる時代になってきたのだと思います。

今課長の御答弁からも、町のホームページにもデータで掲載することを伺いました。ただ、この情報を1度載せて、順次、このパンフレットで終わりではなくて、現協力隊の小山君は、まだまだ活動が続くと思うのですけれども、新しく仕入れた情報、データ更新ですとかアップデートの方も不定期ではあると思うのですけれども、1度このページを見た人が、もう1回見に行く。観光でも一緒ですよ。一緒だと思います。リピート率を上げるという意味で、情報を新しくしていくことも大事かと思しますので、その部分も求めて、小山君、1年半になったのですかね。あと、残り契約だと一応3年間になると思うのですけれども、今後、この3年間満了までの協力隊員の活動についてご予定があればお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 質問にお答えをいたします。まず、ホームページに載せると言ったところからですけれども、冊子の方については一度作ってしまったものは無くなりませんので、当面これを無くなるまで使用させていただく。明らかに内容が違ふとなれば話は別ですけれども、作り直す形になりますけれども、ホームページについては修正は当然可能だと思いますので、今日お渡ししたものについては現在の町の取り組み、町の状況を基にして作成したガイドブックになっております。そういったことから当然新しい情報、あるいは町で何らかの新しい施策を展開する状況が発生した場合、それは当然、ホームページですので更新していくべきものと考えております。小山君ですけれども、去年からちょうど1年半ちょっと経過して残り1年半若干切れるというところになっています。残り1年半、継続して当然仕事はしていただくつもりでおりますし、本人も3年間を全うすると考えてくれているようです。移住定住政策で仕事をしていただいている訳ですけれども、仮に彼が3年間経過して、そのあと移住定住の仕事をしなくていいのかと言ったらそうはならないと思っています。ですので、当然小山君の後を引き継いで移住定住のことを考えることが必要になると思います。そう言った中で彼をどうして地域おこし協力隊で移住定住という仕事をしているのと言ったら、やはり町民

では気がつかないところに目を向けていただきたいということでの地域おこし協力隊だと思っていますので、今後につきましては、彼のいるうちに次の協力隊の募集も今後は考えていかなければならないと捉えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今の御答弁の中で、協力隊の増員という御答弁をいただいたということによろしいですね。僕もこの質問何度かさせていただいております。前々回質問をさせていただいた中での御答弁で、協力隊員は人口減少というところと、地域活性化、タイトルが地域おこしですから、地域おこしを手伝ってくれる、地域おこしをしたいと言ってこの町に来てくれる方を募集する。是非有効に使っていただきたい制度だと思っています。僕も1町民としてどのような形でお手伝いできるかと考えた時に、まず小山君が作ったこのパンフレットに基づいて、彼が定住してくれることをサポートしたいという思いと、あとこの冊子を見て彼の制作物に対してサポートをする。その部分をできる限りでやりたいなと思っていました。

今の御答弁の中では協力隊員を来年度募集されるということですね。僕も他地域で協力隊の知人が何人かおります。就業している者もいるのですけれども、その自治体から出て残念ながら地元に戻ってしまった人、やはり独立就業が難しいということで、隣町同じ管内といいますか、町には残らないで別な町で就業してしまった人もいました。この協力隊の制度を有効に使って、そして僕も約10年前に戻ってきたものとして、Uターンをしたいと思った方に、この協力隊という制度を当てはめることはできないのかなと思ったのです。私自身は幸いなことに家業がありました。家業を継承するということと、住むところがあったのですよね。帰省してもう定住しようと思ったわけではなかったのですけれども、何年か住んでいるうちに昔嫌いだった家業があれおもしろいぞ、やってみようという気になっていったのです。今はこういう世の中の情勢において、地元出身の方で就業先、今後のことを考えたときに、地元に戻ろうかなとか、学生さんが今後のことを考えたときに地元に戻ってみようかなと考えている方もいるのではないのかと思ったのですよね。可能であればというかこれも町のホームページでUターンを率先しての募集の仕方は難しいとは思いますが、こういった受け入れも可能ですという表記があれば、僕が10年前ホームページで調べたときに仕事はないけれども、ありがたいことに家はある。それで帰ってみようという思いになりました。もし協力隊員募集されるのであれば、括弧書きでも可能でしたらUターンというキーワードも

あれば前回の御答弁だと住居の用意が難しいとされたこともあったと思うので協力隊員でUターンでとなるとどういう仕事をするかは、面談の中で決めることは可能かと思いますが、住むところ、その問題点はクリアできる部分もあるかと思うのですが、まず協力隊でUターンというところのお考えいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。地域おこし協力隊は国のつくった制度ですけれども御存じのとおり、かかる経費については特別交付税で、上限はありますけれども、特別交付税で措置されるということになっております。表面上、国で言っているのは、条件有利地から条件不利地へ赴くのが、協力隊の特別交付税をもらうための条件最低条件となります。ですので札幌市からとか東京都から要は田舎ですよ、不便なところへという言い方は悪いかもしいですけれども、そういう制度になっています。実はUターンがだめだという規定は載って無かったと思います。さりとて表立ってUターンを載せていいのかどうかは、検討しなければいけないことだとは思いますが、国でUターンはだめだとは言っていないはずですので、一概にだめだということにはならないのかなと思います。その辺は勉強設置させていただきながらということにはなろうかと思っておりますけれども、そのお気持ちもわかるのですけれども、普通に考えると表上は言っていないけれども、載せるとルール違反だと言われかねないというのがありますので、表立って載せるのは考える余地があるのかなと。ただ、答えとして前住地が東京でということだけの表面でいくとうまくすると、それも該当になるかなというところはあるので、その辺は考えさせていただきたい、必ずしも100%だめだというつもりもございませんけれども、絶対大丈夫だというお約束もこの場ではできかねるのかなと考えているところであります。

議員はUターンで家業を継がれている形でございますけれども、現在、新規就業者交付金という制度もございますので、そういったこともホームページ上にも、PRするという形で載っていますので、Uターンをする場合家業が1次産業あるいは商工業ではないって方は難しいかなとは思いますが、家業が就業者交付金に該当するのであれば、活用するのもUターンの一つの手だと思いますので、そういうところを総合的に考えさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） Uターンを積極的には難しいかもしれないですけれども、U

ターンもNGではないとの理解でよろしいのですね。ありがとうございます。そこで先ほどこの冊子に基づいて、僕も個人としてやはり移住定住、何かサポートできることはないかと考えていました。僕でいうと観光業を一部やっていますので、この地域の地元の良さを観光に来た方に伝えるのはもちろんですけれども、僕も中学卒業して地元を離れている訳ですが、地元の良さを気付かないで出ている人もいると思うのですよね。それで、今こういうネット社会で、調べたら、今まで気づかなかった地元の良さが見えてくることもあると思います。

そこで、最近耳にするようになったのがシビックプライドという、英語で申し訳ないのですが、都市への誇りというのですか、市民としての思い、要は郷土愛みたいな形なのですけれども、やはりここに移住定住してもらうためには、今仕事があるということが住む条件かもしれませんが、ここを好きになるのが大前提だと思うのですよね。この出身じゃない方に来て住んでもらうとなると、一度下調べをするか、観光で来たことがあるから気に入ってここに住んでみたいと思うのですが、ここで3つ目の質問に移らせていただきます。

新しい働き方としてのリモートワーカーでお試し住宅の利用促進をということなのですが、お試し住宅は現在1棟ですよね。今年はコロナの関係で利用できなかったということなのですが、いつ、どのタイミングでこの状況が終息するのか不確定ですけれども、今後の利用方法、お試し住宅の増築等の計画がありましたらお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 御質問にお答え申し上げます。議員おっしゃるとおり、本年度につきましては、お試し住宅の稼働をストップさせていただいたと。実は春先にもう既に2件予約が入っていたのですけれども、コロナということで大変申し訳ないのですけれども、こちらから御説明してキャンセルをしていただいたという実態になっております。本来であれば、前の議会でも答弁させていただいたことがあると思うのですけれども、最後まで1棟ということは無いと思うと、利用実績等を見て、2棟目、3棟目も当然検討しなければいけないと答弁させていただいたことがあると記憶しているのですけれどもその考え方に変わりはありません。

実は、去年からか実際に稼働して今年も稼働させて2ヵ年、実際のところ春から秋までびっしり入居されていた状態になっています。今年もキャンセルはさせていただきましたけれども、2件早々に予約が入っていたことを考えますと、そこそこの需要がある

と捉えております。今年までの2ヵ年データ取りをして2棟目も検討するつもりでいたのですけれども、今年こういう状況になってしまいましたのでその考え方も1年延ばさざるを得ないかなと考えております。ただ、住宅状況というのがあります。現在使用しているお試し住宅ですけれども、旧教員住宅を改修し改修費に1000万円を投じております。それで、旧教員住宅ですけれども、1番程度の良いと思われる住宅を改修しての1000万円ですので、程度が悪くなるともっと経費かかることになります。例えば、釧路市みたいな街であれば、民間借家がありますので、民間借家を利用したお試し暮らしというのは容易なんでしょうけれども、本町の場合、民間空き家は来てすぐ入れる借家は極めて少ないという課題もありますので、そういった課題を解決しながらにはなるうかと思っておりますけれども、2棟目は考えざるを得ない、そういう時が来ると思っております。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 今の御答弁ですと旧教員住宅を改修して、今ある1棟に増築ということであったと思います。そこで、今当町では、特定空き家ですとか空き家の対策、先輩議員が以前に空き家バンクの創設等についての御質問をさせていただいていたと思います。ここで空き家の利活用ということで、一般的な空き家ですと親戚の方とか、近所の方が使える住宅だったら引っ越しをする。借りる、売買するとかがあると思うのですけれども、空き家になっていて、そこを空き家バンクという制度ができないと難しいことではないかと思うのですが、空き家をうまく利用してそこに例えば1棟であれば、ひとりの協力隊に使っていただくのではなくて、同性の方であれば、その1棟に2名、3名でシェアハウスという形で使っていただくことも、考えられるかなと思います。そして、例えばですけども、1つの住宅で2名の協力隊員がシェアの生活を始めた。その方たちは浜中町が好きで地域おこしをしたくて来てくれた人です。通常部屋は個人で持っていていいと思うのですけれども、その共同生活の中で毎日の会話が町おこしになるのではないかな。理想的な人が来てくれればなという思いと、あと空き家の利活用に関して言うと、空き店舗でルパンの看板が付いているところもあると思うのですけれども、この店舗の使い方として、先の質問でもあったかと思うのですが、コミュニティの場がない。僕も思います。ちょっとお茶を飲む。コロナの状況なので、複数に不特定の方が集まることは控えなければならない時代なのかもしれませんが、今そういった場もありませんので空き家を協力隊員で使う。そして、空き店舗をコミュニティの場とし

て利用していただくことは、できないかなという質問です。空き家の方になるので防災のほうの質問になるのでしょうか。すいません。答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） まず空き家の関係でございます。現在本町の空き家政策ですけれども、まずは、特定空き家要は危険になる空き家ですね。それを防ぐのが最優先で、周りに迷惑を及ぼすようなことが発生しないようにという観点で、防災対策室で取り組んでいる状況だと捉えております。その後の展開になろうかと思っておりますけれども、他の町でも空き家バンクという制度を活用している例もあります。今、取り組んでいる仕事の後に、に出てくるのはもしかすると空き家バンクなのかなと。本町には不動産屋はございません。街であれば、一戸建てであれ、集合住宅であれ、不動産屋を仲介して紹介していただけることがあるのですけれども、不動産屋がありませんので、その作業をどうするのかという課題が残っていようかと思っております。

住宅ですけれども、人が住んでいるうちは傷みませんけれども、1年2年空き家になった時点で給湯器等が使えなくなるなど問題も発生してまいります。住宅の所有者、建物の所有者が、空き家バンクに手を挙げてくれるのかどうかもありますし、住んでもらうために、住めるように改修する力があるのかないかそういう調整もしなければいけませんし、そういった課題はあるかと思っておりますけれども、将来的には空き家バンクは行政としての課題の一つではないかなと捉えております。

シェアするというお話でございましたけれども、まずお試し暮らしのシェアは難しいのかなと考えております。あと、協力隊のシェアですけれども、これにつきましても来る方、協力隊同士の話し合いという形になろうかと思っておりますので、状況によっては、シェアして普段から会話したいという人同士が集まればいいということは考えられますけれども、逆に住むのは、ゆっくりのんびり誰に気兼ねすることもなくという考え方もできますので、その辺については慎重に考えていかなければいけない問題ではないかなと思っております。

協力隊を募集するのに住宅を整備しなければいけないという話もありますけれども、その協力隊を民間借家に、空き家に入居させるということも、それも協力隊として来られる方本人が自ら家の持ち主の方と協議して住むのであれば話は別ですけれども、それ以外行政が仲立ちする形になりますと簡単にはいかないのかなと、いろいろ課題はあるかなと捉えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 空き家の利活用に関しては、空き家バンクが機能しなければ、難しいと承知いたしました。先輩議員からの質問から足かけ何年かになっているのかと思います。これを解消することによって、空き家の利活用そこに町内の人が引っ越すこともあるかと思うのですが、町外からの移住、そこで協力隊の利用ということが可能であれば。

これまた飛んでしまう話なのかもしれませんが、もし協力隊員が女性ということであればこれはまた飛躍し過ぎる話ですが、婚活にも繋がってくるのではないかなと思いついて今回この質問をさせていただきました。コロナ禍により、いろいろ制限されてしまうことが多いのですけれども、この状況を打破する、逆にこのタイミングを逃さないことが町の活性化、活路になるのではないかという、御提案をさせていただきましたと終了させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 答弁いるのですか。

○10番（渡部貴士君） はい。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 答弁になるかどうか、難しい部分もあるのですけれども、いずれにしても議員おっしゃるとおりもし女性だったら、そこに繋がると。それは結果として幸いなことだと思っています。地域おこし協力隊の趣旨は、3年経過した後、その町を覚えた後、その町で何らかの形で住み続けてもらうのが趣旨の大きなところであります。町の活性化もそうなのですけれども、協力隊として来て体験して住む。それが移住につながるというところです。当然そうやって定住してくれる方については、その発信力を持って、仲間を引き寄せるということにも繋がる。そういった趣旨と捉えております。いずれにしても、日本全国でも1年間に30万人も人口が減る時代になってしまいました。東京一極集中で、東京の方は人口減らないのですけれども、他の自治体についてはどこの町も、人口減少に転じているということで、人口の奪い合いという状況の時代だと思っています。そういった中ではもう減らないということは絶対ありえない状況になってしまっていますので、幾らかでも、人口減少スピードが緩やかになるように協力隊を活用しながら、いろいろな施策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。終わります。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第14 議案第104号 浜中町地域企業振興基本条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第104号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第104号「浜中町地域企業振興基本条例の制定について」提案の理由を御説明申し上げます。

本町の中小企業者は、小売業、飲食業、建設業、生活関連サービス業など地域コミュニティの場として住民生活に密接に関連した業種であり、地域経済及び雇用を支える担い手としての重要な役割を担っておりますが、近年の都市部への購買力の流出や、経営者の高齢化、後継者不足などにより事業継続が困難なケースが増加しつつあります。

中小企業等の振興策については、これまでも講じてきているところではございますが、改めて地域社会の持続的な発展並びに地域コミュニティ形成の一翼を担う中小企業等の振興策を町、中小企業者、町民が一体となり、協働で推進するため、基本方針等を定める本条例を制定することとしたものであります。

なお、本条例につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由を御説明いたしました。詳細につきましては、商工観光課長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○商工観光課長（戸井洋典君） （議案第104号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第104号の質疑を行います。

5 番加藤委員。

○5 番（加藤弘二君） この条例について、書き始めが元禄14年、1701年、300年以上も前から、今日に至るまで書き始めが非常に壮大な今までにないことを始めようとしているのかなという感じで私はここをずっと読みました。ずっと読んでみて感じたことは、何かリンカーンの言葉をここに当てはめれば、町民の町民による町民のための、商売をするという中身なのかなと今までずっと個人で経営してきた企業が商売をやっている方々がまとまって大きなショッピングセンターのようなものを作って、それで

商売をしていこうという構想に受け取ったのですけれども、間違っていましたか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。ショッピングセンターというのは上物という意味ですかね。そうではなくて、この条例は理念条例でございます。起業者、町、町民、みんなが助け合って、将来このまちが存続するために、極端な話をすれば地域内循環ということで、お金は町内で使いましょうという条例としております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私思うに、これは4カ月後の4月1日からこの条例を使って仕事を始めるという中身なので、私はもっと具体的に町内の業者が集まって個人個人の経営ではなくてよそから入ってきた、例えば、新川に建っているニコットのような店があって、いろいろなものを売っている。一般の人があそこへ行けば何でも用が足せる。そういうものを、外部から来た業者によって、経営されるのではなくて浜中町民がみんな知恵を出し合って、ああいうショッピングセンターの様なものを作ろうじゃないかという具体的なものを持ちながら、こういう条例を作ってきたのかなと私は思ったのですが、そういう企業家たちが集まってこういうものを作ろうなどという声はどうなっておりますか。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 今議員おっしゃったような、そういう具体的な話はありません。今構えている事務所なり商店でお互いがお互いの立場を理解、協力しながら進んでいこうというのがこの条例でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 私は今の答弁では理解できないので、もう少し、自分で考えてみたいと思います。私の質問は終わります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） せっかくの機会ですので3カ月前に、これはどうするのですかと聞いた立場もありますので、無言でそのまま通すというのはいかがかなと思い質問をいたします。

まずこれは、先ほど補足説明ありまして、商工会、それから中小企業家同友会浜中地区ルパン会の2つの団体が要請をされて、それで町が今回提案をされているということ

になろうかと思えます。

何点か聞きたいのですが、第2条定義、地域企業はわかります。地域企業者等というさまざまな事業協同組合、企業組合、これらに類するという表現であります。冒頭申し上げましたようにこれを要請してきた商工会なり中小企業家同友会の存在が何か類するというかそういうところに雲のように隠れてしまったような気がするのですが、商工会の役割は決して小さくはないと思えます。こういう条例を運用していく上で、商工会は、一定の役割を果たすというところがこの全文見ても商工会の役割は出てこないですが、この辺についてはどういう経過で消えてしまったのか。

それから、4条、5条基本的施策、町の役割これは具体的にこういう条例が制定された事により、町は次年度以降、今までにやってきたこれに類するような施策を超える施策を当然検討されると思えます。それが従前通りの施策で終わるのであれば、この条例は生きてきませんので、この具体的なもの。4月1日以降、行政として基本的施策と役割、これをどう果たすつもりなのか、まずお尋ねしておきたいと思えます。

それから9条です。町民の理解と協力とあります。これは、補足説明にもありましたように域内循環というものを一定程度構築したいとの理念です。当然あつてのことだと思えますが、果たしてこれが町民にどれほど浸透するのかと。最終的にはこれ域内循環じゃ町民の協力、町内消費に一定程度ウエイトは偏ってこないとこれは結果的には現状のままだと、域内循環は言葉だけで実際には結果が出てこないし、この部分についてはどう町民理解を求めようとするのか。その辺の考え方がまずなければ、この9条は成り立たないと思えます。

それから10条ですね。地域企業振興審議会を置くと言っていますが、構成はどのように考えておられるか。当然これを出すからにおいては、一定の構想を既に持ちだろろうと思えますがその辺併せてお答えをいただければと思えます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず1点目の、商工会の役割でございますが、これにつきましては第7条、地域企業者等に関する団体の役割、ここの部分に団体ということで、商工会、中小企業家同友会の役割を謳ってございます。第4条、第5条の具体的な施策の関係でございますが、これにつきましては議員おっしゃるとおり従前の施策などを踏襲するものと思っております。全部、条例、規則なりに基づいて、行っていくものと考えておりますが、ただ最終的には先ほどおっしゃってました第1

0条の地域企業審議会、ここの答申を得て、最終的には施策が練られるのかなと思っております。

それと第9条の町民の理解と協力でございますが、これにつきましては、4月1日施行ということで、本来であれば3月上程の予定でございましたが、幅広く理解してもらう期間を設けるということで、今回12月の上程にさせていただきます、スタートするまでにさまざまな情報を発信し、理解を求めていきたいと考えております。

第10条の地域企業振興審議会の構成でございますが、これにつきましては、各企業団体、関係団体、それと有識者それらを想定しております。これについては、町長が委嘱することになっています。審議会の前段といたしまして、この審議会の作業部会的なものをプロジェクトチームとして構成する予定でおります。

そのプロジェクトチームの前段として、町民から広く意見を募る、企業者から意見を募るということでまだ仮称でございますが、オール浜中創造隊というものを底辺に置きまして、町民とか事業者から意見を吸い取る。そして先ほど言ったプロジェクトチームでどういう施策をしたらいいのかと揉む。それを最終的に審議会に上げて町長に答申する。そういう形で考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 4条、5条に関しては、これまでのようにということで、新たなことについてはそれから十分に検討しながら取り組んでいきたいということのようであります。

6条の中に地場産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域貢献に努めることとあるのですが、先ほど言った中小企業家同好会浜中支部もしくは商工会に加入しておられる事業者については、意見を拾い上げる機会はあるのかもしれませんが、その他、個人事業者がありますよね。中小企業及び小規模事業者並びに個人事業者、この個人事業者の声をどのように取り上げていくのか。これは事業者を育てるという意味から言ってその長年の経験がある中小企業者はそれなりの理念を持っているが、個人事業者は場合によっては、昨日始めました、去年始めましたという事業者もおられるかと思えます。こういう事業者の声をどうやって、この条例は拾い上げて施策に生かすのかという部分が今後求められるかもしれません。私はその事の方が、むしろ重要かなという気がしています。

9月の定例会で私が質問した時に最後に町長がこの人達はいいグループの集まりで

すからということ言ったが、いいグループではない普通の底辺にいる人の声を拾い上げるのは、この条例のどこで拾い上げていくことができるのか。いわゆる10条にあるこの部分で拾い上げてくるのか。その辺について、説明がなかった気がしますのでその辺をできればお願いしたい。

町民の協力理解をこれから一生懸命やっという話があるのですけれども、言いは極端かもしれませんが、町内消費の一定程度は町外に固定的流出している現状がある訳ですよ。そのことは、何で町外に流出をしているかという、いろいろな要件があると思いますし、やはりその消費を含めて、問題は価格そういうものが一定の要件にあたっているかもしれません。やはりこの町外に流出している消費を町内に再び呼び戻す施策は個人、商店含めて、相当な努力しないとこれは一定程度回復することはないと思います。だから、その辺の歯止めを含めて9条は町としてどういう努力をしようとしているのかについて、御説明いただければありがたいのですが。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の団体に属さない事業者の関係でございますが、これにつきましては先ほども説明いたしました、第10条の地域企業振興審議会下部組織と言いますかその中に作業産業部会的なものを、プロジェクトチームとして置きます。その前段として、今おっしゃいましたように、団体等に属さない事業者、町民、それらで構成する浜中創造隊、仮称でございますが、これにつきましては、公募で募集する予定となっております。この中でそういう方々の意見をすくい上げられたらいいなと考えているところでございます。

また、9条の消費の流出の関係でございますが、これにつきましては先ほどの繰り返しになりますが、こういう基本条例つくりましたので御協力願いますと、お願いすると同時に個人事業者につきましても、中にありますようにどうして売れないのかではなくて、どうしたら売れるのか、そういうような自助努力もしていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 最後ですが、9月の時も申し上げたかもしれませんが、この条例は作ることが目的ではなくて生かすことが目的でございますので、条例を真に生かすために行政のトップとしてどのようにお考えになっているのか。

午前中にふるさと納税で、職員に指示をしたようにお話をされていたような気がしま

すが、この条例を町長名で提案された訳ですから、今後職員にどのような指示をされるおつもりなのか最後に伺っておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 9月の議会のときに、たしかデマンドバスの関係で、中小起業家同友会釧路支部ルパン浜中分会のメンバーの話で、優秀な所が集まっていると話したと思います。それに続いて言ったのが、くしろバスが、浜中町から撤退すると言って今回、デマンドバスが10月からスタートした。それで、要は、町内の業者の方々に、バスの運行してもらおう。そして燃料も浜中町で使う。そしてまた、浜中町の町民の運転手さんも使う。これが域内循環だって言い切ってしまったのです。だから域内循環でいいのだと思うのですけれども。だから本来であればそういうことを議論するときに、こういう会があれば、またその中で議論ができたのではないかと思うので、先にデマンドバスが最初に走ったものですから、そういうことになったと思うのですけれども。例えば、そんな形の域内循環が各関係者、町民も含めて、行政も含めてそういうことの事業に繋がればと今思っているところであります。すぐできるかは別ですけれども、しっかり作った条例ですから、関係団体等含めて生かしていきたいと思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第104号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第104号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第105号 浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第105号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第105号「浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

平成24年に国の再生可能エネルギー推進施策として固定価格買取制度が創設されて以来、国内で太陽光発電を中心に発電施設の設置件数が増加しております。

一方で、再生可能エネルギー発電施設の増加に伴い、土地の形質変更に伴う防災機能の低下や設置計画の近隣への説明不足による地域住民との関係悪化、景観・眺望の阻害、住環境の悪化などが全国的な問題となっております。

本町においても、同様の問題が発生しており、再生可能エネルギー発電事業が地域との調和のなかで安心安全な環境を確保することが求められております。

本条例は、再生可能エネルギー発電のうち太陽光と風力をエネルギー源とする発電施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることで、再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図り、地域住民の安全な生活と本町の自然環境を保全することを目的に条例制定しようものであります。

なお、この条例は、一定期間公告する必要があることから、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきますようお願い申し上げます。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第105号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

これから議案第105号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） この条例については景観条例、それから景観計画の策定前に、今の太陽光発電が町内、海岸線で乱立しているそういう状況を踏まえて早くこの条例について、制定してほしいという趣旨から、本条例の制定に至ったということでありまして、担当者の努力を評価したいと思います。

この条例は目的にあるように再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図り、地域住民の安全な生活と本町の自然環境を保全することを目的にしておりますが、第2条に掲げる基本理念を踏まえる必要があると思います。

去る11月19日に厚岸道立自然公園の国定公園化を要望している釧路町、厚岸町、浜中町の視察に環境省の中央環境審議会の委員16人が来られて、報道によりますと、竹内部会長は取材に対して、湿原が海の生き物を育みその自然が、人々の営みを育んでいる。自然と文化が織りなす公園を強調していくほうがいいと話されており、本年度中に、指定される見通しとのこと。豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全は、環境省の竹内部会長が、話されたことと合致していると思われますので、しっかりこの条例を生かしていただきたいと思っております。

そこで、この条例の第8条第1項の第1号から第3号に掲げる禁止区域は、規則で定めるということですが、第8条の第1項第1号豊かな自然環境が保たれ地域における貴重な資源として認められる区域、それから第3号、事業区域の周辺地域に著しい影響を及ぼすおそれがある区域として町長が認める区域とありますが、これは条例が制定されてから規則の発布ということになるのでしょうかけれども、既にその内容が示されているのであればこの場でお聞きしたいのですが、まだ開示できるような状態でないすれば、条例施行後開示していただきたいと思いますが、その辺の御回答をお願いしたいと思います。

それから本条例の周知の方法についてはどういう方法でやるのか。ただ単にホームページに掲載されているからというだけでは私はまずいと思います。併せて、事業者への周知も事業者があるとすれば、今やっている業者宛に通知をきちんと出すだとかそういう、具体的な周知の仕方についてお答えをいただきたいと思います。

さらに、9ページにあります第19条の国等の特例ということで、国または地方公共団体その他規則で定める法人が行う再生可能エネルギー発電事業は、この条例を適用しないというこの中の国または地方公共団体はわかる。その他規則で定める法人この内容についてお知らせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの質問2点だと思います。御答弁申し上げたいと思います。まず条例第8条のほうですけれども、この条例が可決された後、正式に規則という形になります。議員おっしゃるとおり、当然隠すべき何もありませんので、

規則の方についてはお示しさせていただきたいと思っております。

それと19条、国または地方公共団体とその他規則で定める団体ということですが、想定してございますのは、独立行政法人それと、第三セクターという形で捉えていただきたいと思います。国または地方公共団体ではないのですけれども、国または地方公共団体が多く関与するというか、管理する法人という形で捉えていただければと思います。

それと周知方法でございますけれども、当然ホームページには載せたいとは考えております。状況を申し上げますと先月パブコメしたところなのですけれども、既に業者から問い合わせ等多々来ております。そういったことも含めて、当然土地所有者の方から經由してというのがありますし、業者もこの計画について関心を持っているようでございます。さらにこの条例の話でパブコメする前も、浜中町においてそういう規制されるものがないのかという問い合わせも業者からありますので、そういったことも踏まえてすべての業者を把握することは難しいと思っておりますけれども、可能な限り周知については努めさせていただきたいという、このように考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） そのようにお願いをしたいと思います。周知の仕方として多くの町民にこの内容を知ってもらう必要があるだろうということで、ダイジェスト版を作る予定でいるのかどうか。ダイジェスト版にこの自然、自然景観を守っていくために第8条にある町長が必要と認める地域だとか区域だとかそういった部分を具体的に、例えば観光十景に示されているような場所を特定とするだとか景観に支障となる場所だとかそういった部分を具体的に示してダイジェスト版を作ることが、私は大事なことかなと思っております。奔幌戸地区に行きますとほとんどが太陽光で埋まっている。あそこに住んでいる住宅の裏ずっとですよ。前側の干場もそうですから。だからそういったことも含めて、土地を持っていると確かに固定資産税がかかる。だから払いたくないから売ってしまう、そういう事もあるかもわかりませんが、豊かな景観を損ねてしまうことは本当に今は国定公園化を目指そうとしているわけですから、大事な施策だと思います。そんなことで、ぜひそのダイジェスト版をつくって町民にPRしていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 本条例の施行期日は、来年4月1日という形にしており

ます。通常であれば3月定例会が普通なのですけれども、議員おっしゃるとおり、周知期間を設けなければならない。その周知方法についても検討しなければならない。そういうことで、今定例会で条例提案させていただいたところでございます。そういったこともありますので議員おっしゃるとおりダイジェスト版になるのか、そのダイジェスト版も自治会配布等のダイジェスト版になるのか、広報の中でのダイジェスト版になるのか検討しながら、わかりやすいように周知するのは当然必要なことだと捉えておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 1点だけ確認させていただきたいのですけれども、確か決算委員会の場合だと思っておりますけれども、既に設置されている太陽光発電施設が設置業者が今所有しているわけではなく、転売をしている、要は首都圏等の投資家等に転売されているというお話があった中で今後設置されたものが仮にそうなった場合には、所有者、事業者を追っていける担保はどのように考えておられるのか。そして、名義が変わった段階でこの条例が適用になるのは設置した事業者なのか、実際に取得されている方になるのか。そこら辺の明確な位置付けも大事ではないかなと思うので、まさか転売転売が繰り返されるとは思えないのですけれども少し心配な部分がありますので、見解を伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。既に建っているもの、すでに転売されているものについてはどうかという気はするのですけれども、当然土地所有者が変わる、資産として課税されますので、今後自分の物件ではなくなった場合は、追えるのかなと考えております。また、本条例におきましては、最終的に撤去する計画までという形になっておりますので、そういったところを、活用しながら追えるものと捉えております。

○議長（波岡玄智君） 5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 太陽光発電ですが海岸線などにずらっと建ってしまってこれ以上、建つ場所は無いのではないかなと思った頃にこういう条例が出てきたなという感じで私は受けとめています。私はなぜ太陽光発電に文句を言いたいかというと、原子力発電所は、廃棄物が放射線、放射能、放射線廃棄物を処理する方法が見つかっていないか

ら原発は反対なのです。ただし、太陽光発電については、そういう、害もなくみんなが電気を取れるという点では、私は賛成なのです。しかし、浜中町の場合を考えてみたら、どこでもここでも太陽光発電を建てて良いとは限らないと思うのですね。町長の許可を得ればと言ったら、それはいいじゃないのと町長が言ったならば、建つと思うのです。私はそういうあいまいな判断というのはよろしくないと思うのです。思ってみれば、風力発電のときに、環境アセスをやりましたよね。飛んでいく白鳥や鶴やガンやカモを羽で撃ってしまう。そういう危険もあるということで環境アセスをやったと思うのです。それで今回、この太陽光パネルを建てる場合に環境アセスをどうしてやらないのかと思うのです。だって、表土から30センチくらいの間に本当にたくさんの生物が、生きているのですよね。私の家がある所も縁の下に潜ってみると、トウキョウトガリネズミとかそういう親子が静かに暮らしているのです。それから、冬になってくると雪の中からポーンと出てくる白くてちょっと茶色がかった動物が顔を出す。私は、クロテンだと。姿は白いですが顔見たら、これはクロテンだなんて。そういう貴重な生物も土の中には生きているし、そういう点で私は、なぜ、太陽光発電をやるときに環境アセスをやらなかったのだと。その辺を聞かないとどこでもいい事になってしまうのでこれは、どうしてなのかなということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 今の環境アセスの関係でございます。風車は環境アセスやったよねということで、土地の開発をするためには、環境アセスが必要という場合があります。現在浜中町内で建てられている、整備されている太陽光発電施設については、法に基づく環境アセスも求められない規模という形になっております。議員御存じのとおり本町はまだ景観計画、景観条例等を制定してないということでございます。そういう中で、どこに頼るのということになりますと、上位法に規定されている法律に基づくものという形になります。そうすると、法律では環境アセスを必要とする規模ではないよとのことですから、環境アセスはされない。さらに、町としても環境アセスを求めることはできないと捉えていただきたいと思います。

なおかつ相反する事かもしれないのですけれども、国定公園で自然景観を守るようにとお話を先ほど1番議員がおっしゃってましたけれども、逆に自然再生可能エネルギーの推進、これまた環境省なのですよ。そういったことで3.11の原発事故以来、その問題もありまして再生可能エネルギーを推進するという国の政策的なものもあって急

激に再生可能エネルギー、本町におきましては、太陽光発電が推進されてしまったということになります。議員おっしゃるとおり遅過ぎたのではないかという御意見でございますけれども、来年度以降、景観計画の策定が1年遅れてしまいましたけれども、来年着手しようと考えております。そうなりますと、景観団体という形になりますのでそういった中では、法律に基づかなくてもある程度の規制とかは、今後は条例制定後は可能になると。ただし、現在もう上位法で定められたもの、本町で規制するものは何もないので、法律に則って進めるしかなかったという事情で御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 環境アセスはやらないと。それは法律上、この物件を建てるに對しては、大がかりな工事ではないので、現状の杭を埋めるとか、そういう設置することでは環境アセスなしでできるという説明を今聞きましたけれども、私は、そういう疑問を持っていたのですね。もっと早くに示してくればよかったのかなと思います。それと、津波との関係で、太陽光発電の持ち主が変わるとき、あるいは、辞めるときに、撤去をきちんとさせるのは、いいのですけれども私の心配するのは、浜中湾から大津波がやってくる。そしたらずらっと防潮堤の外側に並んでいる太陽光発電が、大波によって湿原に流れていく。これの後始末をどうやってするのかと細かいパネルが一斉に散らばってしまうそういう状況も考えられるのですけれども、そういうものに対する対応は大丈夫なのかなという質問をしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 災害、津波の関係ですが確かに流れてしまうのではないかとこの心配がある訳でございますけれども、条例の中では、災害に備えると条文上謳っております。当然、維持管理しなければならぬ責務も事業者課している訳ですけれども、その条例に規定して事業者課した責務においてやってもらうしかないと思っています。当然、年数経過して撤去するときは事業者の責任で処分してくださいということも条例の中では謳っているところですが、確かに災害等心配されるというのはありますけれども、その部分は所有者である事業者の責任において条例に基づいて対応していただくより今のところは、それ以上のことは、言えないのかなと思っています。ところでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 最後の質問になるのですけれども私は個人的に業者とやり合い

ました。文句を言ってけんかをしました。それは、MGロードからずっと踏み切りに行く途中の右手に最初の農家があります。そこから300メートルくらい超えたところに太陽光パネルがあります。その太陽光パネルに悪いことしたら、カメラで撮っていますとカメラ作動中と書いてあるのですよね。真っ赤に。カメラ作動中でなだたと近づいて見たらですね、この施設に被害を加えたものは、警察に届けて処罰を受けますという中身の看板なのです。僕はあそこの道路を毎日通っているのです。見るたびに、自分が危害を加える側に回っているのを感じ、それで、文句を札幌の会社ですけれども言いました。浜中町民を対象にして、カメラ作動中と書いてあり、浜中町民に向かって悪いことするなよ、おまえらというような看板を立てるのは、とても心外だと。すぐ取ってくれと。その時につけ加えて、太陽光発電には反対するものではないとは言ったのですけれどもね。看板を取ってくれと言ったのです。そうしたら、翌日社長から電話があって申しわけありませんでしたと。あなたに対して言った看板ではありませんと、こう来たのです。では、誰に対しての看板なのかと聞いたら、アジアから出稼ぎの人たちがやってきて高い値段の銅線を掘って、切断して、それを巻いて持っていく悪いやつがいるのだと言うのです。そういうやつは浜中町に来るのかと、こんな遠いところにくるのかと、気分悪いから外してくれと言ったが、まだ外されていないのですよね。自分たちで土地を得たならば、そこに住んでいる住民がどうであろうと建てさせてもらう部分は建てさせてもらうと。おまえらは壊すなよって俺に言ったのではなくて、東南アジアからくる出稼ぎの人に言ったのだと。そんなことでぶつかったことがあるのですけれども、私はもしもそういうものを建てるに当たって、町民に対して呼びかけるような場合にあんな看板やめてくれと。町民を犯人に見立てているあんな看板をやめてくれというのは当然ではないかなと思うのですけれども、そういうことについて町民とやり合ったというニュースと言うか話があったかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） お答え申し上げます。そのような事例は聞き及んでいないところであります。難しい問題なのかなという気はします。感情論という部分も発生しますし、難しいのかなという気はしますけれども、設置業者としては、自衛手段というところなのかなと。本町内でも例えば、漁船のガソリンが盗まれたとか、家庭で灯油抜かたとか、そういう1例もあって監視カメラをつけたらいいのではないかという話もあります。申し上げづらいのですけれども、同じレベルかなと。自衛手段としては、同

じレベルなのかなど。その辺は当然、設備投資ということで、多額のお金を業者も投資しているわけですから、その部分を守りたいという、そこはいかんともしがたいのかなどと思います。確かに議員おっしゃるとおり浜中町民にそういう人はいないと思いますし、いないと思いたいですし、ただ、実際に実例として、町民ではなく町外から、あるいは外国人がというのは、本町以外にも、そういった方が来て車を盗んでいったとかの事例もありますので、この部分については、致し方ない部分もあるのではないかなど思っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第105号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第105号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後5時27分）